

---

---

岩岡町印路  
里づくり計画

---

いや  
癒しの里インジ、未来へつなごう皆の手で



平成13年9月 策定

第1回変更 令和 3年1月

第2回変更 令和 3年10月

岩岡町印路里づくり協議会

## 印路里づくり計画作成にあたって

印路里づくり協議会  
役員一同

印路集落は、北は神出町、南は平野町、西は岩岡町の天ヶ岡集落と隣接している、純農村地域である。

地区の南部には、神戸二見線が走り、西は岩岡から県道平荘大久保線に、北は神出町・稻美町に通じ、南は明石に続いているが、最寄りの駅は遠く、大変交通の不便な所である。

神戸市が「人と自然との共生ゾーンの整備」を進めているのを機会に、印路の住民がより一層生活しやすく活力ある快適な里づくりを目指してこの計画づくりに取り組みました。取り組みの中では、特に私たちの熱い思いが込められている地区の大きな面積を占めるポンプ池（神戸市水道局所有）の利用と墓地公園の整備等が大きな課題となりました。地域住民のくつろげる場所や都市住民との交流が図れる体験施設等がこれらの場所に是非とも欲しいものです。

神戸大学畠教授、西農政事務所の方々にご指導いただき、住民主体の「印路地区里づくり計画」をここに作成することが出来ました。心よりお礼申し上げます。

これからも里づくり活動等につきましては、色々とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

## いや 癒しの里、印路

神戸大学農学部地域環境科学講座 畑 武志

昨年から始められた印路地区の里づくり計画が完成しましたことは、集落の皆さんによる長期にわたる熱心な取り組みの結果であり、大変喜ばしく思っています。この計画づくりを一つの契機として、地域の良さが再発見され、また、改善されるべき点についても、今後の取り組みを通して、さらに魅力ある集落へと発展していく中で解消していくことになります。

この地区は神戸市の西端近くにあり、岩岡台地の上に位置し、近辺では雌岡山、遠くには明石架橋や瀬戸内海を見通せる高台にあり、広い山林地を含め、豊かな緑に恵まれた土地です。このような環境にあって水利の確保に努め、積極的な農業が展開されています。しかし、都市の拡大とともに豊饒の里にも変化が見られ、産業廃棄物の集積や埋め立てによる地形改変等、美しい古里の環境維持には難しい問題も発生してきております。また、交通の便や、病院福祉施設が近くに無いなど、生活環境面の整備充実も強く望まれております。このように良好な環境の保全とともに、新たな活性化や開発の可能性も議論されてきました。多くの集落住民がかかわる農業経営問題は特に重要で、協業化の可能性を始め、国際市場経済の荒波を被る中での経営改善策も議論されてきました。

限られた期間ではありましたが、集落住民がそれぞれの目と足で地域の再点検を行い、その将来について真剣に議論できたことは、これから印路を考え、後に続く子供たちのためよりよい印路を作り上げ、また引き継いで行く上でも、貴重な時間であったと思われます。ここに提案された幾つかの計画案についても今後さらに議論が深められ、一歩ずつ実現に向かうことが期待されますし、そのような努力を通して、新たな次の構想も生まれてくるでしょう。

厳しい社会情勢の中にあっても、知恵を出し合い、農業を始めとしてそれぞれの生業に一層の展望を開いていくとき、ここでの暮らしが、日々生き甲斐に繋がり、感謝や喜びという心の豊かさと余裕があふれる「癒しの空間」としての印路に発展していくことになります。皆様の一層の協力と行動力が期待されております。

平成13年10月吉日

# 岩岡町印路里づくり計画

いや  
癒しの里インジ、未来へつなごう皆の手で

1. 集落の概要 .....	1
2. これまでの作業 .....	4
3. アンケート調査結果 .....	6
1) 回答者 .....	6
2) 生活環境 .....	7
3) 今後の地域整備のあり方 .....	10
4) 農業経営の現状と今後の農業経営 .....	12
4. 集落の現況と課題 .....	17
1) 生活環境 .....	17
2) 農業 .....	17
3) 土地利用 .....	17
4) 水稲栽培の現状 .....	20
5. 印路里づくり計画 .....	25
1) 整備の目標および方針 .....	25
2) 農業振興計画 .....	28
3) 環境整備計画 .....	31
4) 土地利用計画 .....	35

## ～～資料～～

1) 印路里づくり協議会規約 .....	38
2) 印路里づくり協議会役員名簿 .....	40
3) アンケート調査結果 .....	42

## 1. 集落の概要

計画対象地区である岩岡町印路は、岩岡町の東部に位置しており、北は神出町宝勢、南は平野町印路、西は岩岡町天ヶ岡集落と隣接し、3町の境に位置している。海拔 80~90m の台地から平野町の丘陵森林地帯に続く地形で、南北に細長く、世帯数 25 戸の小さな農村集落である。

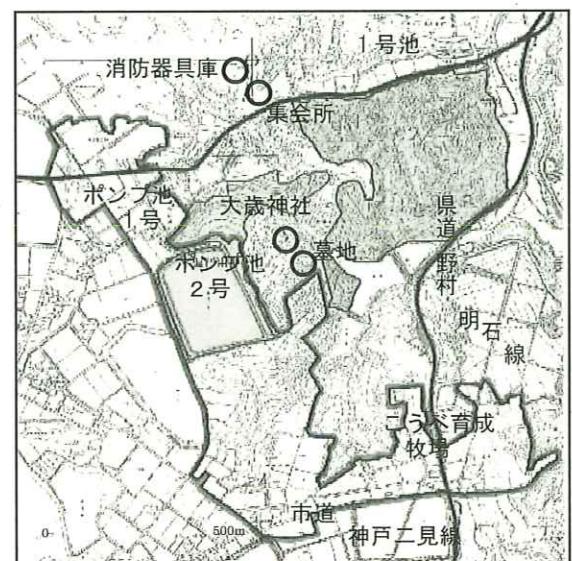
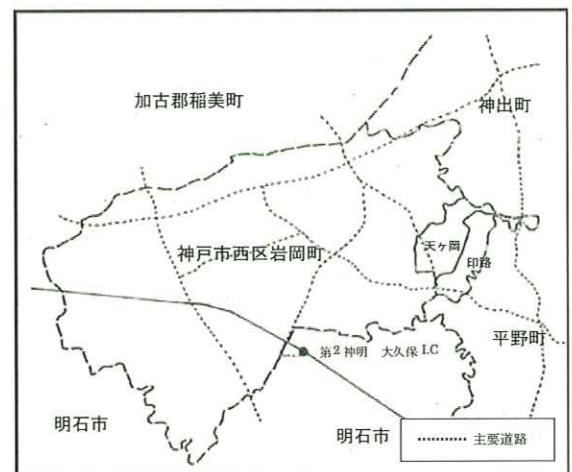
地区の南部には市道神戸二見線が東西方向に横断しており、東部には県道野村明石線が縦断している。神戸二見線は、西は岩岡町内を横断して県道平荘大久保線に合流し、東は国道 175 号線に合流する。野村明石線は、北は神出町、稻美町に通じ、南は明石市に続いている。最寄り駅は、市営地下鉄西神中央駅および JR 大久保駅で、これらの駅まで車で約 15 分~20 分を要する。

この岩岡町一帯は典型的な瀬戸内海気候地帯に属し、年間降雨量は約 1,100~1,300mm と日本でも特に雨の少ない地域で、少ない降雨量を有効に利用するために多くのため池が造られている。

地区的水源は、1号池とポンプ池であり、ポンプ池の堤防は岩岡町で最も海拔の高い場所となっている。東播用水の水はこの池に一度ポンプアップされ、周辺集落の農地に水を供給している。ポンプ池 2 号は神戸市の水道局所有となっており、地区の大きな面積を占めている。

印路集落は、以前は平野町印路と同じ集落であったが、明治 22 年、岩岡、平野の行政村ができたときに分かれて岩岡町印路となった。

神社は印路大歳神社で、古き時代から農耕神として守られてきた。毎月、月初めに地元の老人会が集まり、談話を楽しむ。

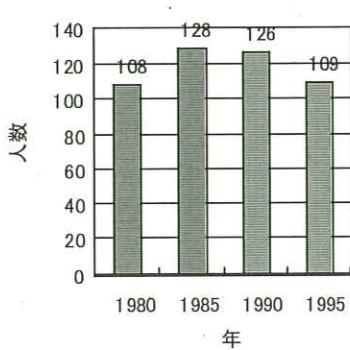


## 人口等の状況

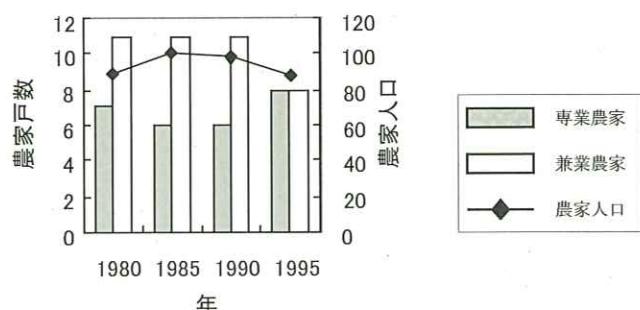
項目	年	80年	85年	90年	95年
総世帯数 (戸)		23	24	25	25
農家数 (戸)		18	17	17	16
専業農家数		7	6	6	8
第1種兼業農家数		2	7	8	5
第2種兼業農家数		9	4	3	3
総人口 (人)		108	128	126	109
男		53	65	66	55
女		55	63	60	54
農家人口 (人)		89	100	98	88
男		46	51	52	47
女		43	49	46	41
農地面積 (a)		1,897	1,823	1,950	1,974
田		1,203	1,210	1,246	1,281
畠		628	567	654	651
樹園地		66	46	50	42

※農業センサスより

人口の推移



農家戸数と農家人口



水田の利用状況

	作物名	面積 (a)	戸数 (戸)
水稻	キヌヒカリ	359.4	11
	ドントコイ	196.9	5
	コシヒカリ	103.9	2
	日本晴	28.8	1
	秋田小町	28.3	1
	もち	13.6	2
	小計	730.9	
園芸作物	大豆	16.0	3
	地力ソルゴー	171.0	6
	コスモス	27.0	2
	トマト	109.9	3
	メロン	20.0	1
	南瓜	2.8	1
	キャベツ	26.9	2
	ハクサイ	15.3	1
	大根	3.0	1
	晩生	21.9	1
	小松菜	41.6	2
	ほうれん草	7.6	1
	イチジク	38.8	1
	小計	501.8	
管理田	調整水田	45.9	
	自己保全	79.8	
	小計	125.7	
合 計		1,358.4	

※ 平成 12 年度転作等確認野帳より

## 2. これまでの作業

里づくり協議会では、現地調査、アンケート調査を行い、地域の問題点のあらい出しを行った。それにより明らかになった課題を4つに分類し、2班に分かれて計画検討を行った。どのようにすればよりよい印路集落となるか、それぞれが意見を出し合った。

また、営農検討会を数回実施し、地域の農業の方向について検討を行った。特に地域の若手農業者に意見を求めた。

### 印路里づくり計画策定経過

日時	会議名	出席者	協議事項等
平成12年 4月1日	里づくり協議会	全戸 西農政事務所	アンケート調査(概要)結果報告 他地区の里づくり取組み状況の報告
6月23日	里づくり役員会	役員14人 西農政事務所	里づくりの推進方法等の検討
7月29日	里づくり役員会	役員8人 神戸大学 西農政事務所	現地調査の実施 アンケート調査項目の検討
8月12日	里づくり協議会	全戸 西農政事務所	アンケート調査依頼
8/12配付 8/20回収	アンケート調査	農家世帯主19人 農家家族52人 一般22人	合計93人より回答
9月16日	里づくり協議会	世帯代表者20人 神戸大学 西農政事務所	アンケート調査結果の報告
11月17日	営農検討会	農家19戸 神戸大学 西農政事務所	地域農業の現状と課題等の検討
平成13年 1月28日	営農検討会	会長、専業農家5戸 神戸大学 西農政事務所	地域農業の今後の方向等の検討
3月3日	営農検討会	会長、農業後継者 神戸大学 西農政事務所	地域農業の今後の方向等の検討
5月12日	里づくり協議会	世帯代表者15人 神戸大学 西農政事務所	地域点検マップの確認 テーマ別協議
5月12日	営農検討会	会長、農家12人 神戸大学 西農政事務所	集落営農の事例報告と取り組みの検討
6月26日	里づくり協議会	住民10人 神戸大学 農協、西農政事務所	里づくり計画素案の検討
8月25日	里づくり協議会	住民22人 神戸大学 西農政事務所	里づくり計画の承認

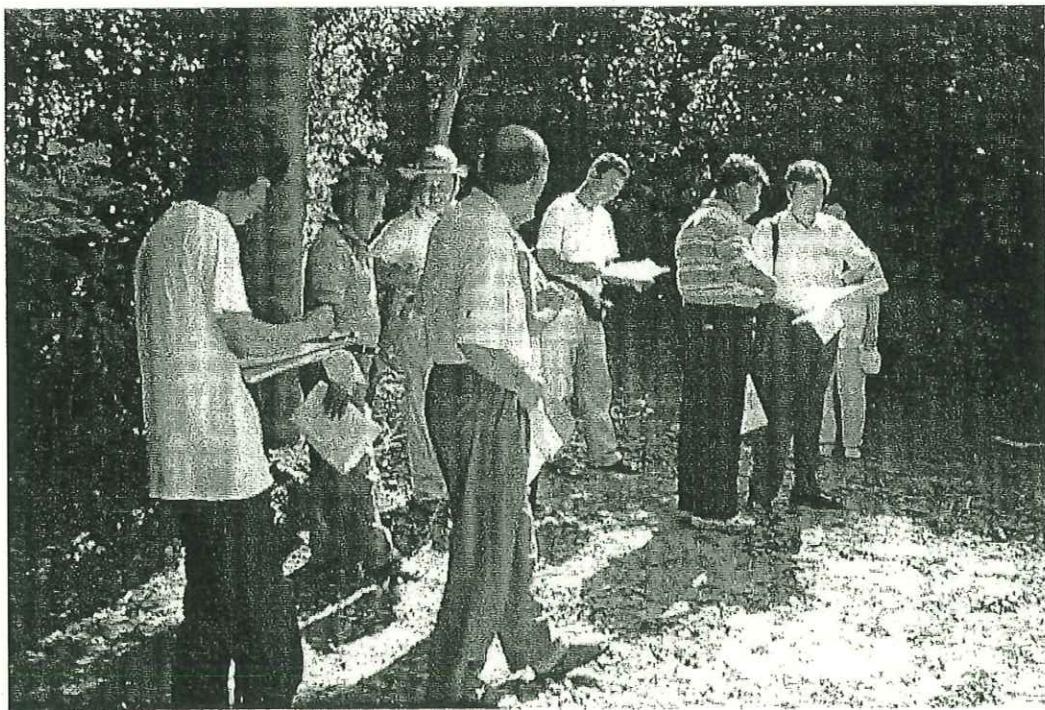


図 2-1 現地調査



図 2-2 協議会の様子

### 3. アンケート調査結果

アンケート調査の内容は、里づくり協議会役員で十分検討後、実施した。

調査は印路に住む 18 歳以上を対象に実施し、93 名の回答を得た。

調査項目は、回答者の属性、生活環境の現状、今後の地域整備のあり方、農業経営の現状、今後の農業経営の 5 つの事項についてであり、調査票は、農家世帯用、農家家族用、一般用の 3 種類により実施した。調査結果は次のとおりである。

#### 1) 回答者について

- 回答者の主な収入源は、農業が最も多く、次いで会社員等恒常的な給与及び年金となっている（図 3-1）。

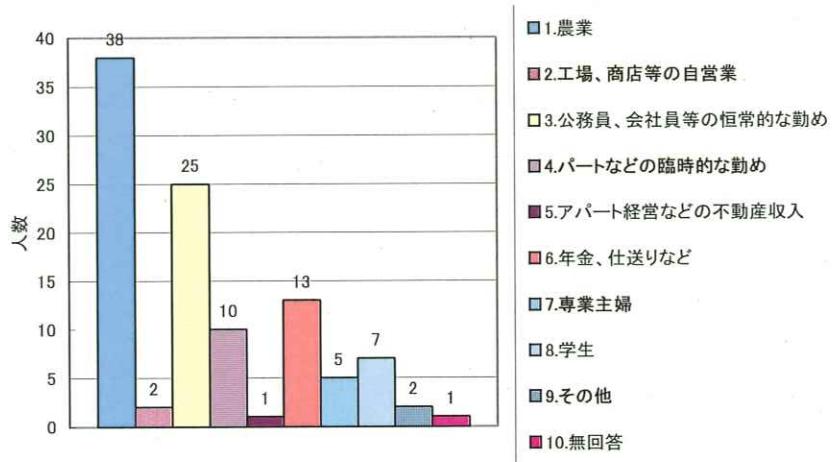


図 3-1 主な収入源（回答者数 93 人、複数回答可）

- 農業との関わりは、農業のみに従事している人が 32 人、何らかの関係のある人が 22 人、ほとんど関わりがない人が 31 人となっている。年齢層別に見ると、50~59 歳、70 歳以上で農業専従の人が多く、20~49 歳まででは関わりのない人が多い（図 3-2、図 3-3）。

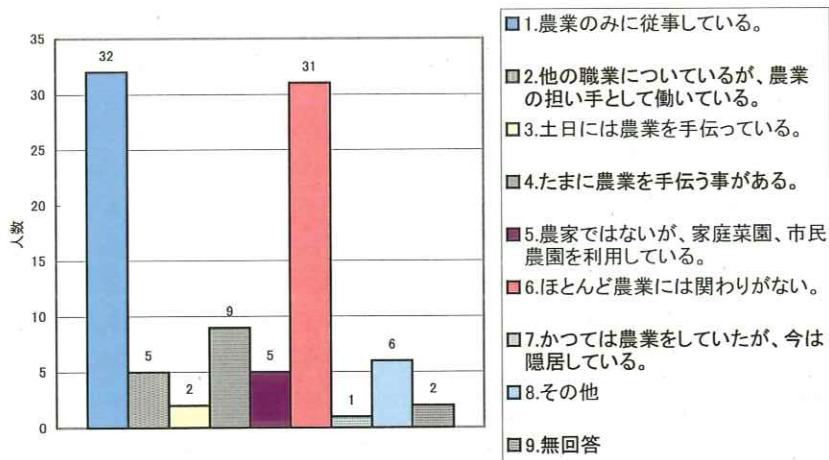


図 3-2 農業との関わり（回答者数 93 人）

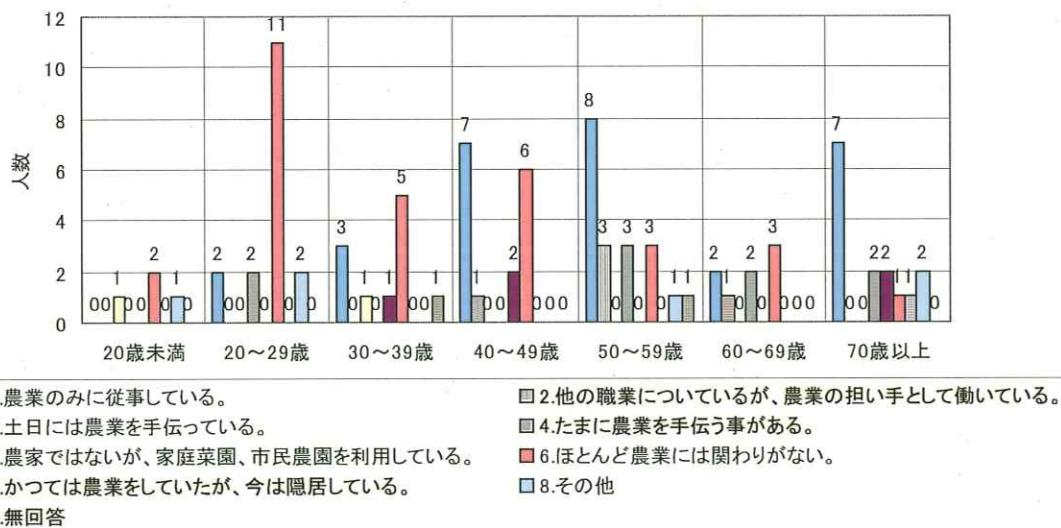


図 3-3 年代別にみた農業との関わり (回答者数 93 人)

## 2) 生活環境

- 日常の買い物や通勤先は岩岡町内や明石方面が主だが、レジャーでは、神戸方面が多く、いずれも自家用車が主な手段となっている（表 3-4）。

表 3-4 よく外出する方面と交通手段 (回答者数 93 人, 複数回答可)

		よく外出する方面	人数	よく利用する交通手段	人数
通勤	明石方面	17	自家用車	36	
	岩岡町内	11	自転車、バイク	6	
	その他	6	電車・地下鉄	3	
通学	明石方面	3	電車・地下鉄	4	
	神戸・三宮方面	2	自転車、バイク	4	
	その他	2	自家用車	2	
日常の買い物	岩岡町内	47	自家用車	72	
	明石方面	28	自転車、バイク	13	
	西神ニュータウン方面	20	路線バス	6	
レジャー	神戸・三宮方面	28	自家用車	32	
	その他	11	電車・地下鉄	11	
	明石方面	10	路線バス	5	

- 日頃危険に感じている事は、交通事故、街路灯が少ない、ため池などの危険の項目で多くなっている（図 3-5）。
- 健康面での不安は、空地の雑草や不法投棄ゴミの問題が大きく、次いで蚊などの害虫となっている（図 3-6）。
- 便利が悪くて困る事は、バス等の交通機関の便が悪い、医療施設がない、日用品の買い物の便が悪いの項目で多くなっている（図 3-7）。

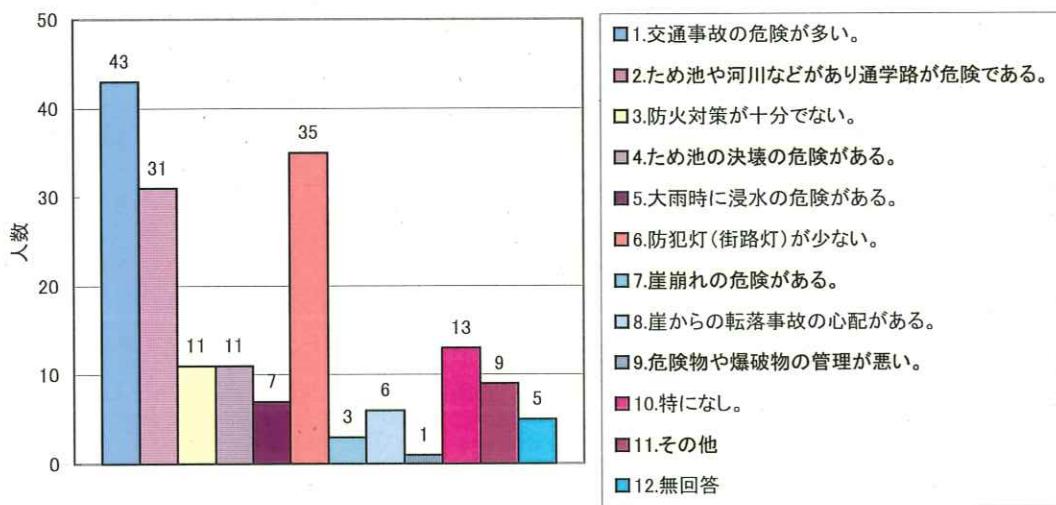


図 3-5 生活環境で日ごろ危険・不安を感じるところ (回答者数 93 人, 複数回答可)

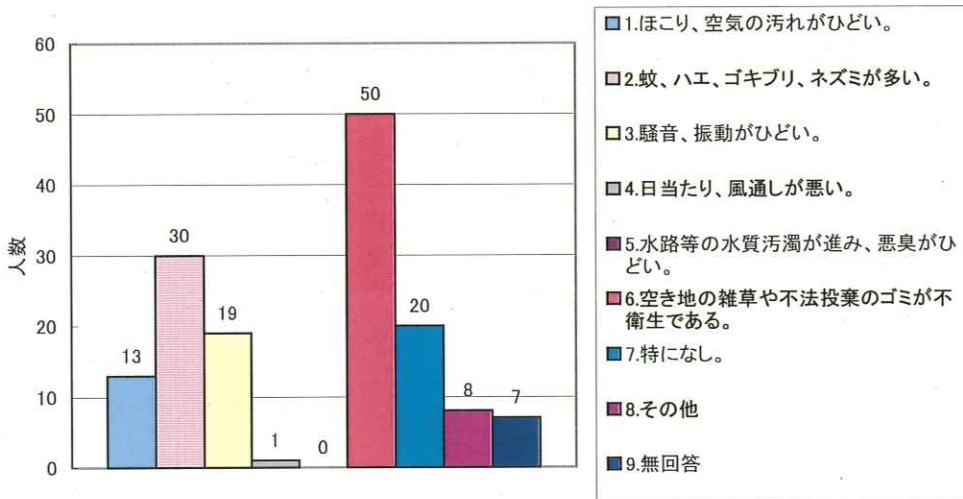


図 3-6 生活環境で健康や衛生の面で不安を感じるところ (回答者数 93 人, 複数回答可)

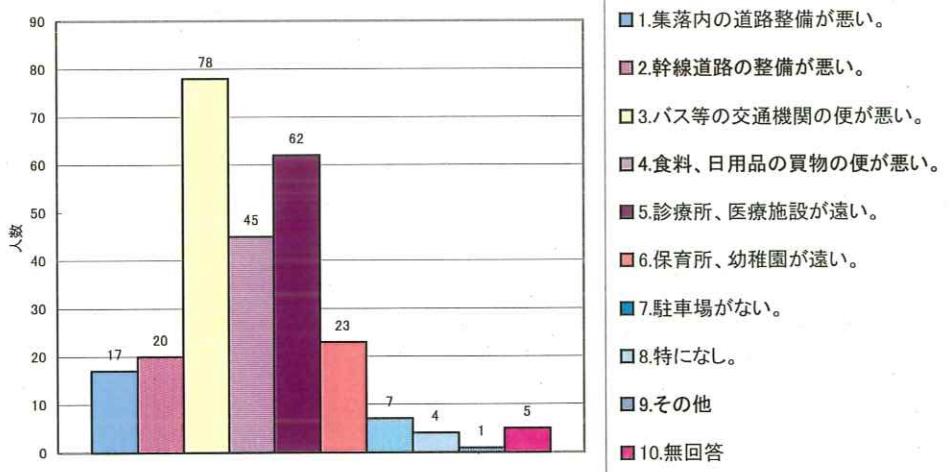


図 3-7 生活環境で不便なところ (回答者数 93 人, 複数回答可)

- ・快適な生活という面での不満は、ゴミの不法投棄、図書館等文化施設がない、公園、運動場がない、資材置場が見苦しいなどが挙げられた（図3-8）。

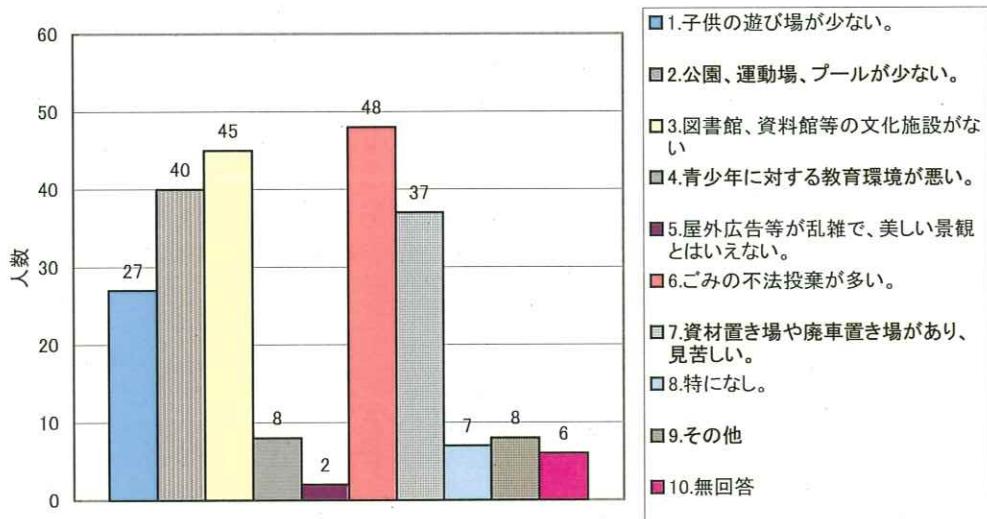


図 3-8 生活環境で不満なところ（回答者数 93 人、複数回答可）

- ・生活環境を快適にするために必要な事は、街路灯整備、公園運動広場の整備、幹線道路整備、商業施設整備が挙げられた（図3-9）。

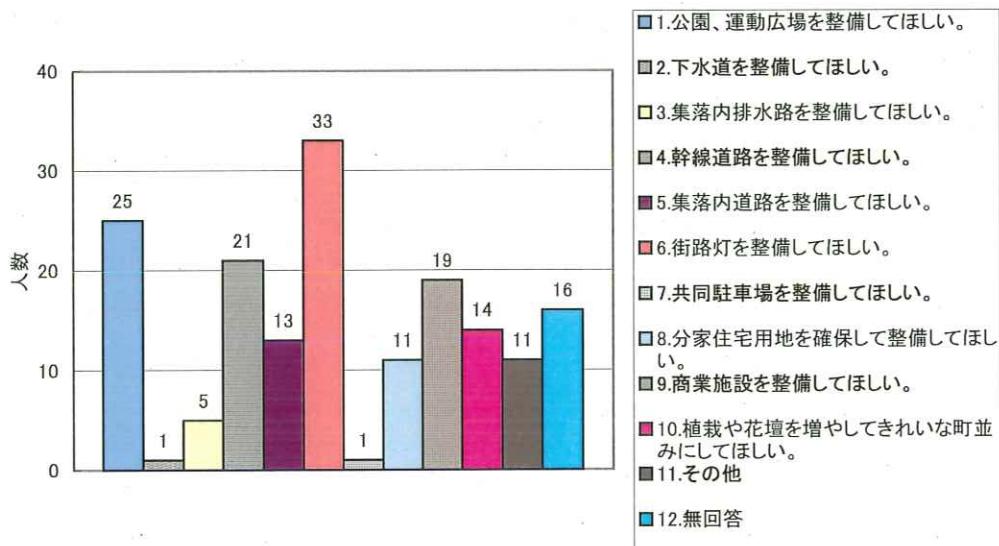


図 3-9 生活環境整備に関する要望（回答者数 93 人、複数回答可）

### 3) 今後の地域整備のあり方

- 周辺に農地が広がる現在の環境については、自然に恵まれよい環境だ、新鮮な野菜が入手できる、子供たちによい、といったプラスの評価が多いが、その反面で水路・ため池など危険なところが多い、荒れているところがあり見苦しいといったマイナスの評価も見られる（図3-10）。

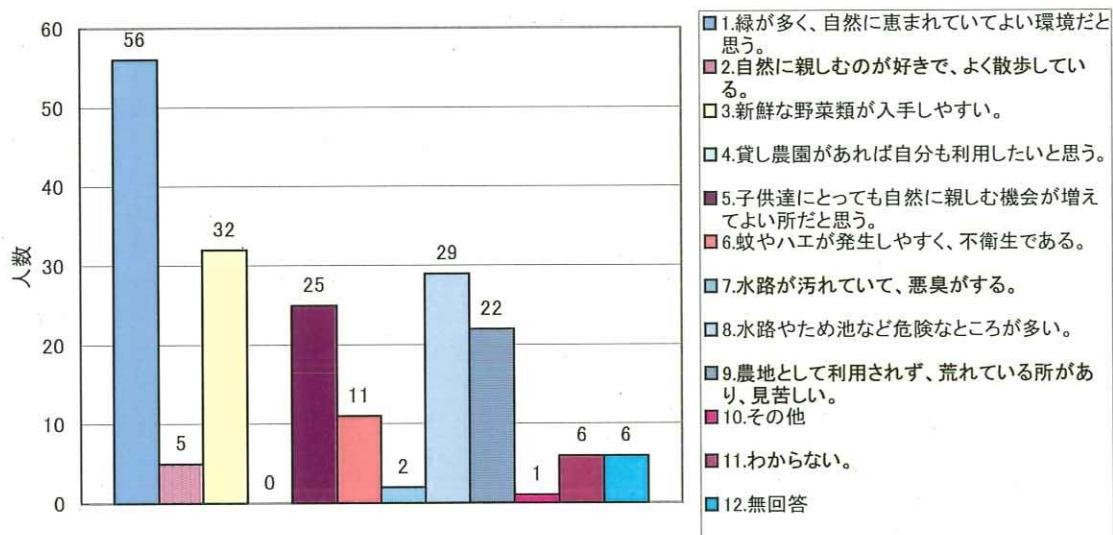


図3-10 周辺の農地の存在に対する考え方（回答者数93人、複数回答可）

- 今後の地域整備のあり方としては、現在の農地をできる限り保全するが35人、転用は一定区域に限るが22人、積極的な開発は10人となっており、全体としては、保全志向が強いといえる（図3-11）。

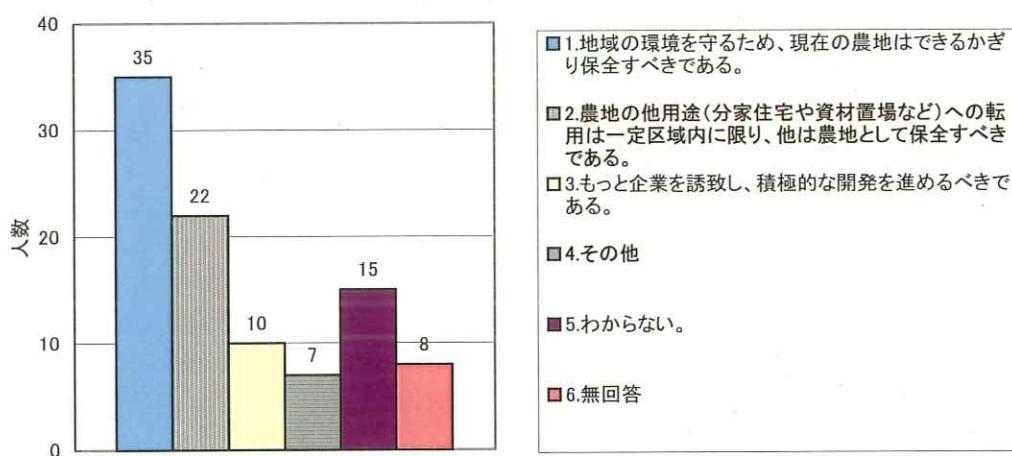


図3-11 今後の農地利用と地域整備の方向性（回答者数93人、複数回答可）

- ・山林のあり方として、できる限り保全が 41 人、積極的活用が 32 人となっており、やや保全が多いが、2 分された回答となった（図 3-12）。

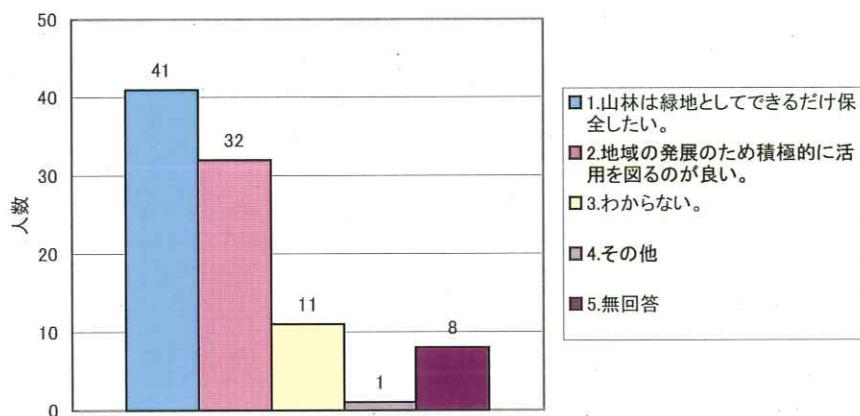


図 3-12 集落周辺の山林の今後のあり方について（回答者数 93 人、複数回答可）

- ・認めててもよい開発としては、地区住民住宅、公共施設、スーパーや商店が多く、地区外からの転入者の住宅、事務所や工場は容認する人が少ない（図 3-13）。

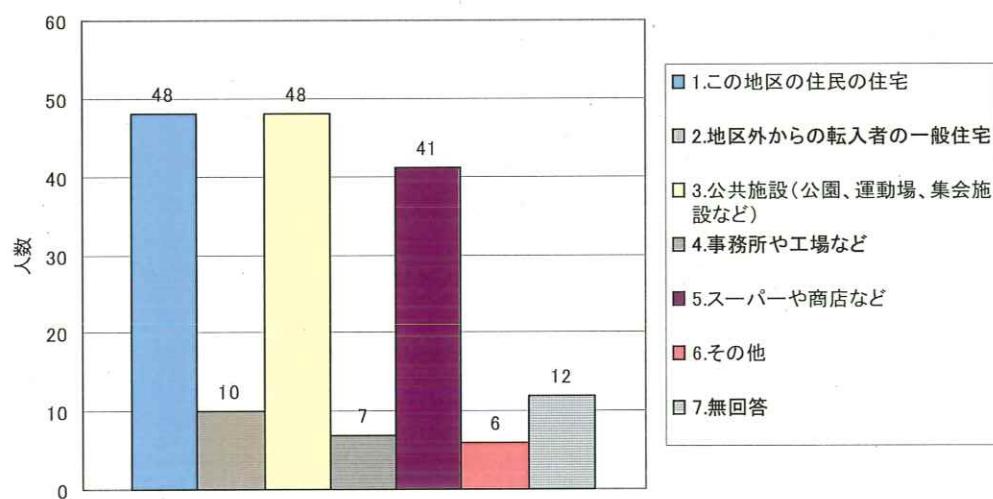


図 3-13 地区内で容認できる開発内容（回答者数 93 人、複数回答可）

#### 4) 農業経営の現状と今後の農業経営

- 専業農家 11 戸、主業的農家なし、副業的農家 4 戸、自家用農家 4 戸と専業農家の割合が高い。(図 3-14)



図 3-14 農業収入割合 (回答者数 世帯主 19 人)

- 所有農地の平均は回答のあった 18 世帯で 104a、経営面積の平均は 63a となっている(図 3-15)。
- 主な農業の販売収入は施設野菜である(図 3-16)。

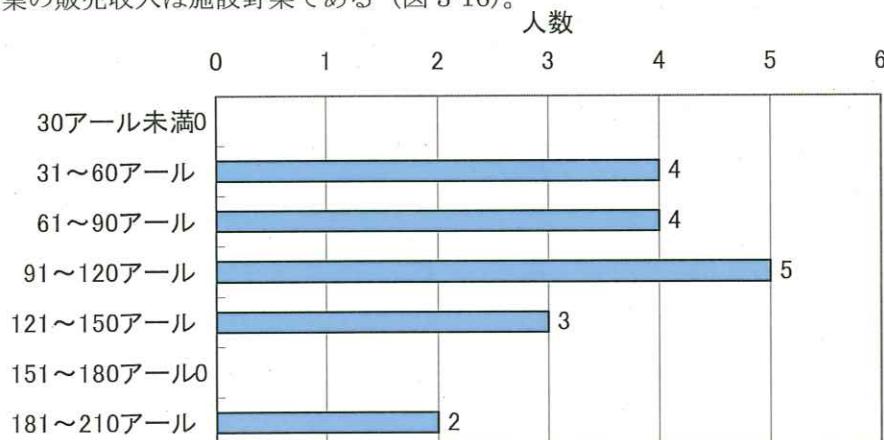


図 3-15 所有農地規模別農家戸数 (回答者数 18 人)

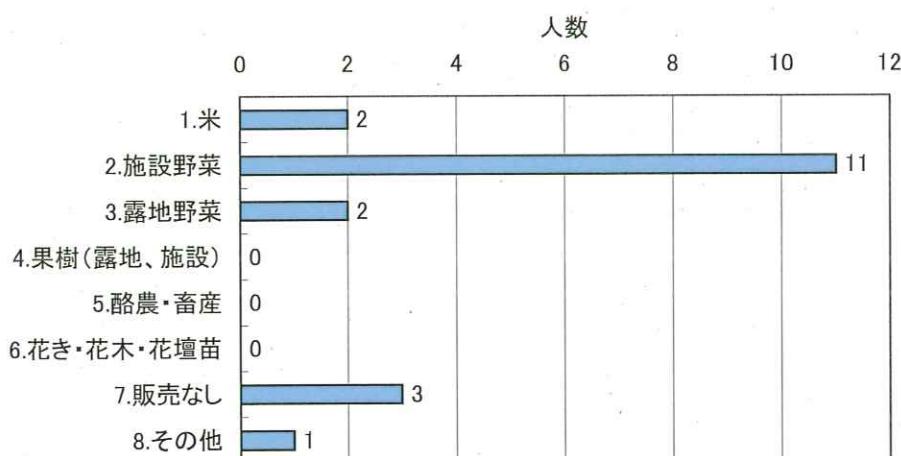


図 3-16 販売金額第 1 位作物別農家戸数 (回答者数 19 人)

- ・今後の農業経営は、農業収入のみで生計を立てていくが 9 戸、農外収入を中心にしていい、農業をやめたい等が 6 戸で、兼業化が進むと予想される（図 3-17）。
- ・将来の経営規模は、現状維持が 9 戸、経営内容を変えるが 2 戸、規模拡大が 1 戸、規模縮小およびやめたいが計 6 戸であった。（図 3-18）。

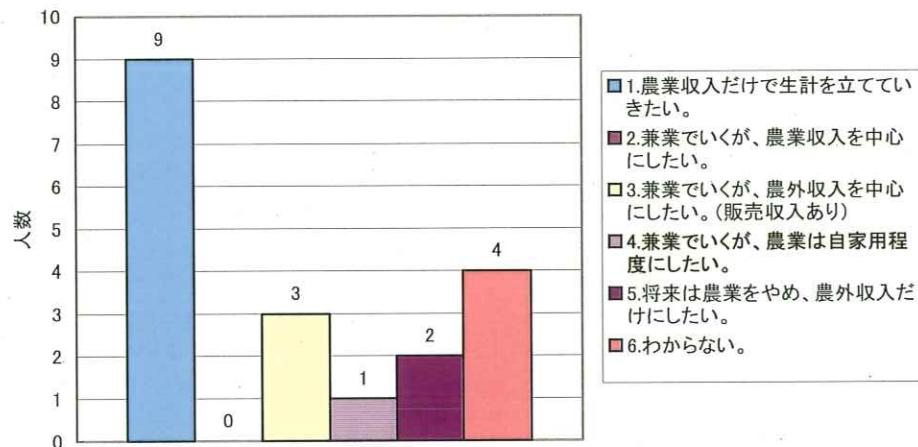


図 3-17 将來の営農志向 (回答者数 19 人)

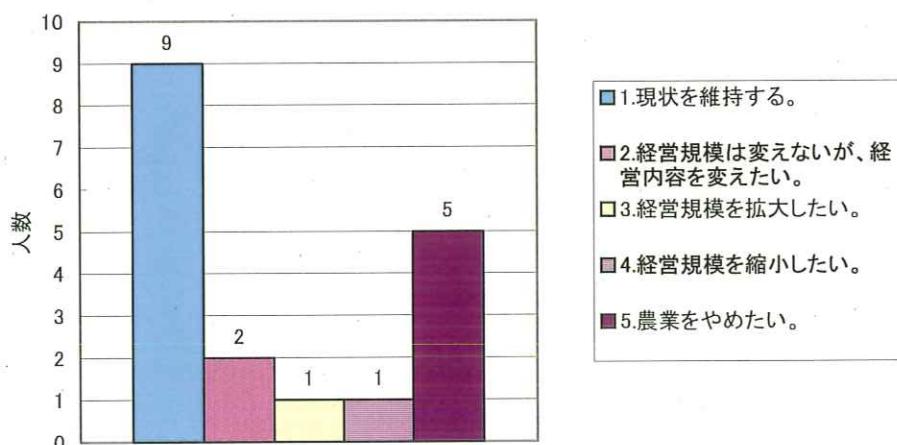


図 3-18 将來の経営規模に関する意向 (回答者数 18 人)

- ・作業受委託や生産組合の組織化については、当分の間は委託しないが 11 戸で最も多く、次いで農協へ委託したいが 7 戸となっている（図 3-19）。

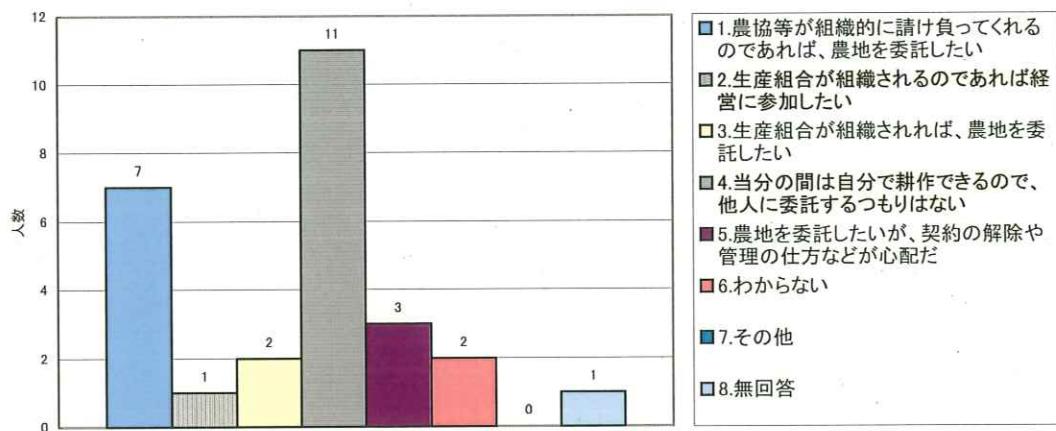


図 3-19 農地の受委託について（回答者数 19 人、複数回答可）

- ・農業後継者は、すでに継いでいる・将来継ぐ予定である人が 11 人、継がない・わからない人が計 9 人となっている（図 3-20）。

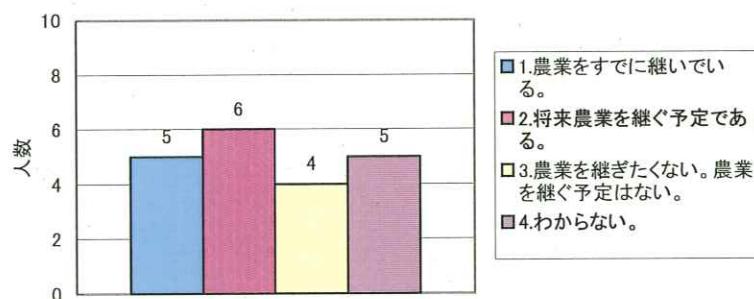


図 3-20 後継者について（回答者数 20 人）

- 農地の将来の利用方法について、当分は農地として利用する・将来にわたり農地として利用するが計 16 戸、転用・売却したいが計 8 戸となっており、農地の保全志向は比較的強いといえる(図 3-21)。

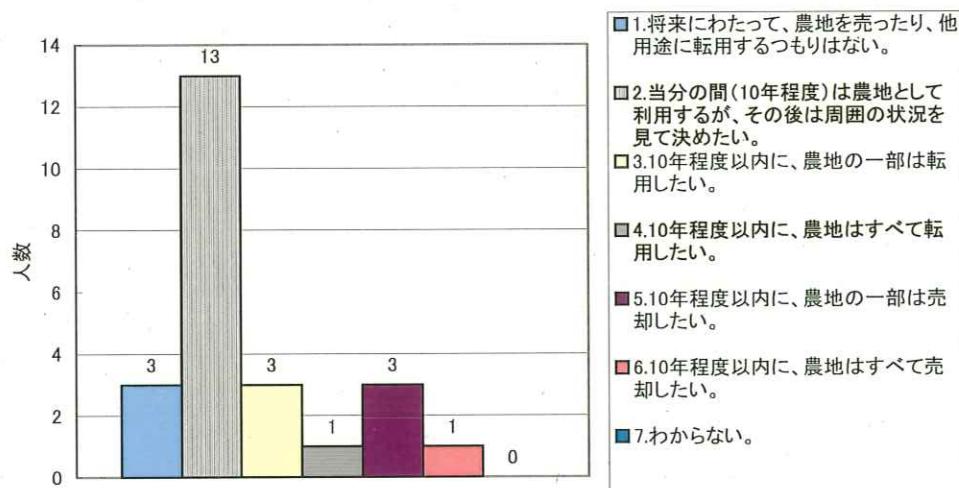


図 3-21 将來の所有農地の利用方法（回答者数 19 人，複数回答可）

- 農業機械や生産施設についての希望は、農業ゴミ処理場の設置が 9 戸で最も多く、機械の貸し出し制度、作業請負制度などの希望も多い（図 3-22）。

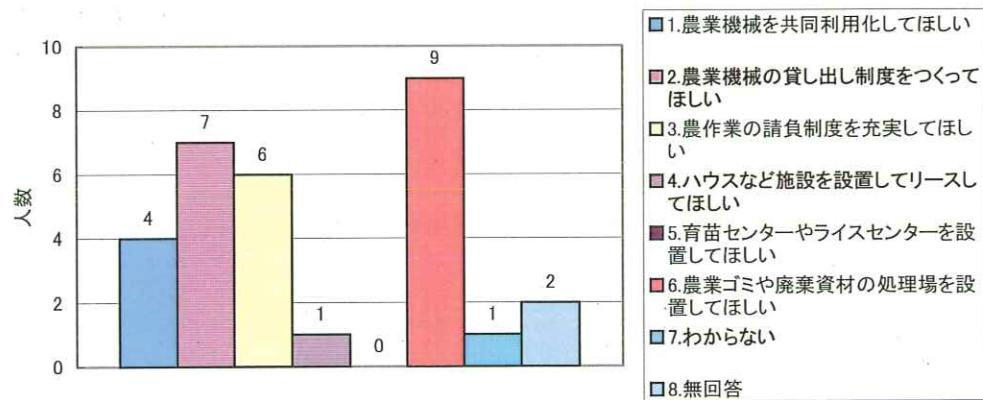


図 3-22 生産施設等の整備に関する要望（回答者数 19 人，複数回答可）

- ・流通や出荷に対しては、農協の販売体制強化や市場価格の情報提供といった希望がある（図3-23）。

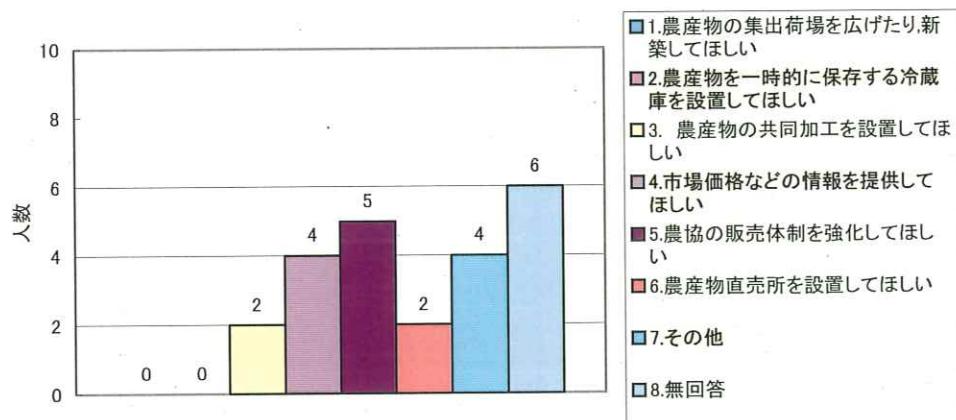


図 3-23 流通出荷等に関する要望 (回答者数 19人, 複数回答)

- ・農地で困っていることは、空き缶やゴミの投棄、農地の分散などがあがっている（図3-24）。

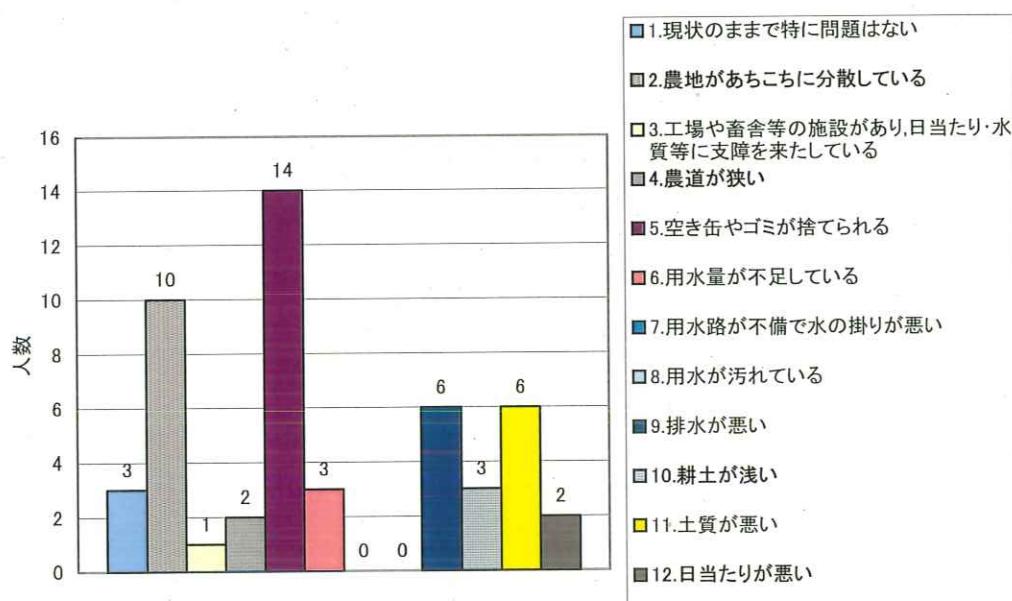


図 3-24 農地の現状と問題点 (回答者数 19人, 複数回答)

#### 4. 集落の現況と課題

現地調査、アンケート調査、計画検討会により明確になった集落の現況と課題は、次のとおりである。

##### 1) 生活環境

- ・岩岡の中でも貴重な里山のある集落である。
- ・住宅はかたまりになっておらず広く点在している。
- ・バスがなく交通が不便で、集落内に店舗や病院が1軒もないなど、車を運転できない人にとって日常生活の利便性は悪いと言える。
- ・1号池横の道路から大型のダンプが頻繁に入ってくるなど、通過交通が多いが、道路は狭い。
- ・大歳神社と墓地への進入路は、道路が狭く、整備されていない。
- ・ポンプ池2号の管理は水利組合に任せられているが、将来の目的がはっきりしていない。
- ・資材置場が集落内にいくつかあり、野焼きやゴミ捨て場となるなど地域の環境を悪化させている。
- ・街路灯はポンプ池下付近で少なく、痴漢が出るなどの心配もある。
- ・公園がない。
- ・小高い丘となっているため、見晴らしがよく、美しい夜景の見られるところもある。

##### 2) 農業

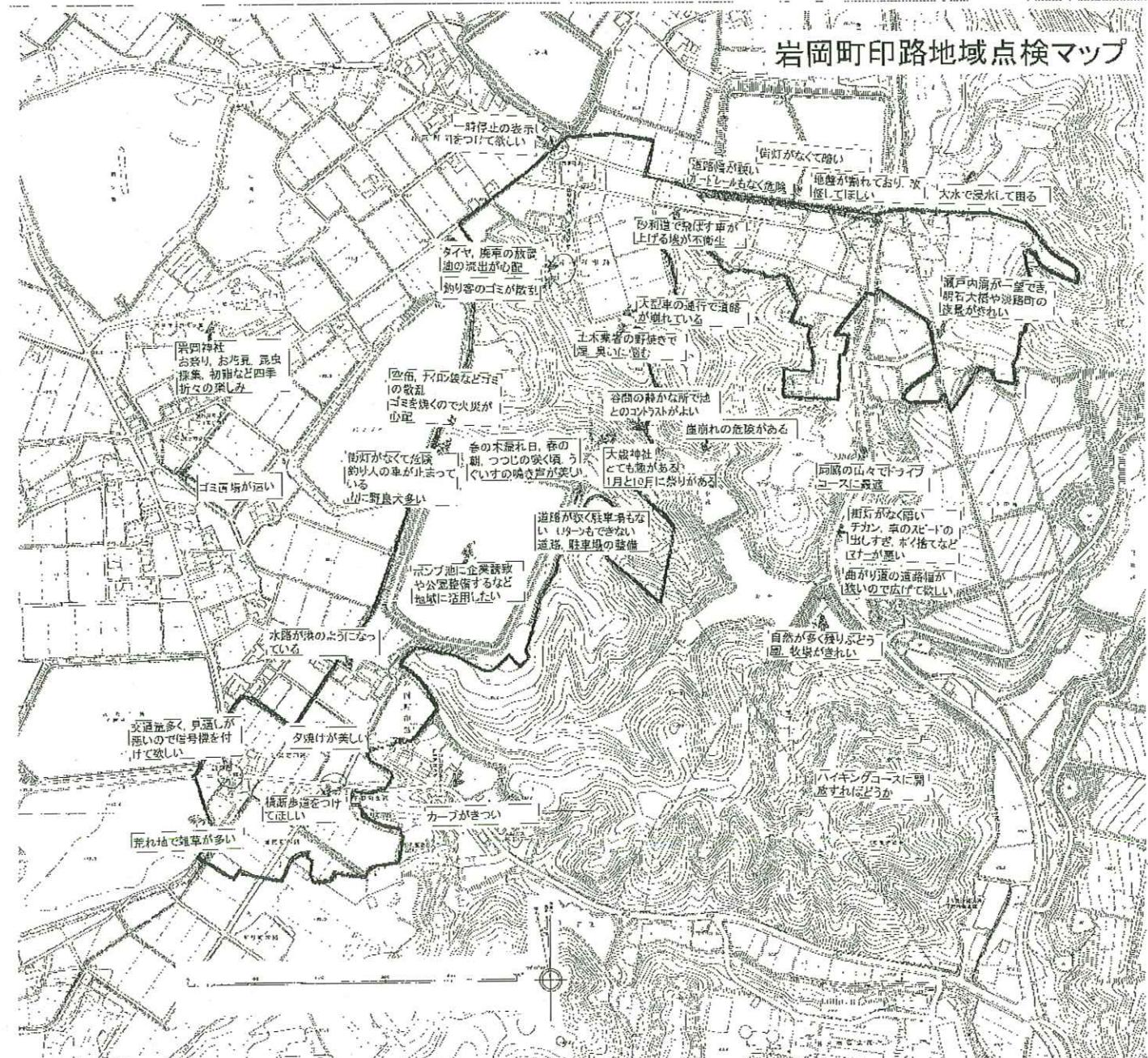
- ・農家19戸の内11戸が専業農家であり、専業の割合の高い集落である。
- ・農業経営は施設野菜中心であり、品目はばらばらである。
- ・集落が南北に細長く、また所有農地が分散しており、農地の集団化は難しい。
- ・県道野村明石線東の地域は、ほ場整備がされていない。
- ・農業の後継者は、専業農家ではほぼ確保されているが、約半数の農家では予定者がない。
- ・農協の営農支援センターに近いため、農業生産施設については問題が少ない。

##### 3) 土地利用

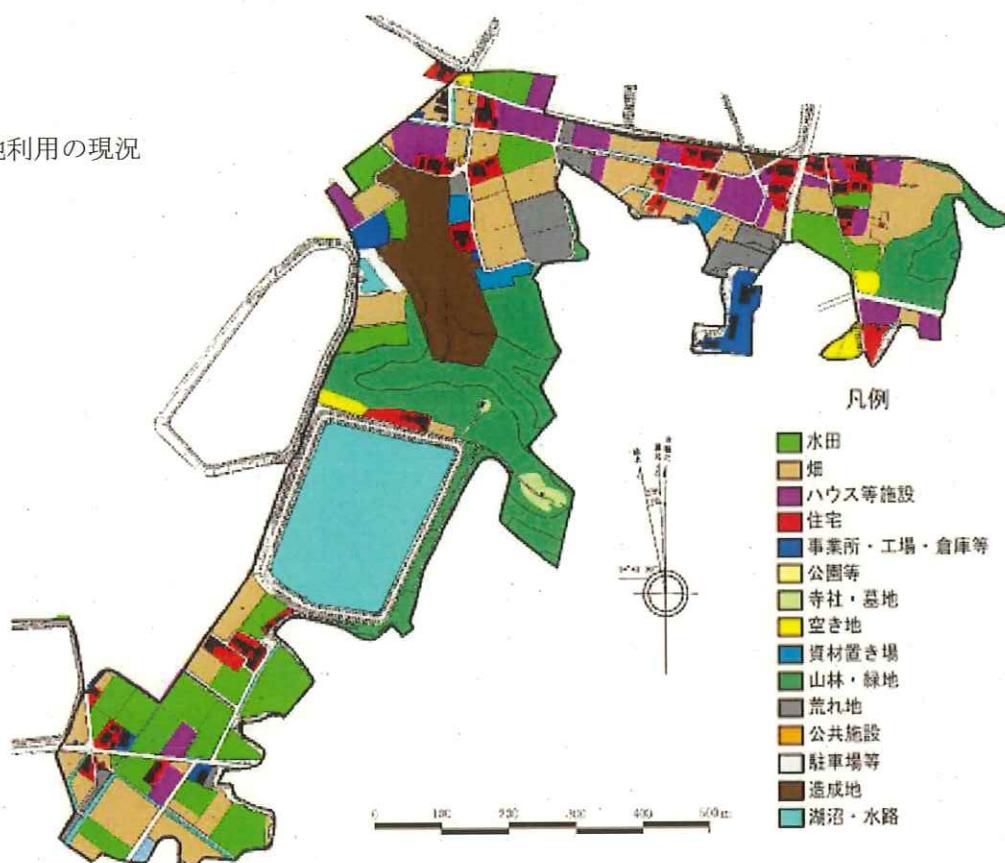
地域点検マップ

次頁のとおり

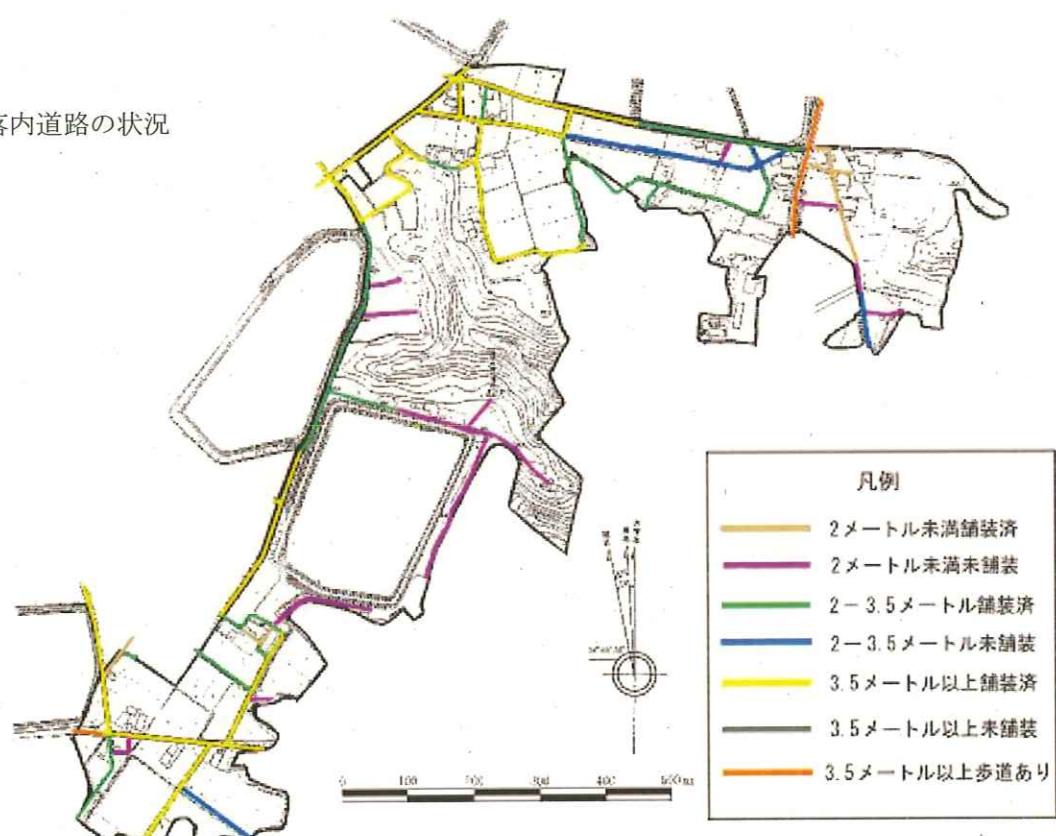
## 岩岡町印路地域点検マップ



土地利用の現況



集落内道路の状況



神戸大学水環境学研究室調査  
(平成12年11月実施)

#### 4) 水稲栽培の現状

今後の地域農業の課題である集落営農の可能性を検討するため、地域内の水稻作の農業機械にかかるコストを算出する調査を実施した。調査結果と分析は以下のとおりである。

##### ①調査結果

###### ア. 10aあたりの米生産量について

印路地区の10aあたりの米収穫量は右図のとおりである。図のように420～480kgが最も多い。平成11年度近畿地区の平均収量は532kgであり、それより低い値を示している。

###### イ. 10aあたりの物貯費について

印路地区の物貯費について、アンケート（有効回答数6）から10aあたりの種苗費、肥料費、農薬費、水利費の合計の平均は約31,600円であった。これに全国平均の光熱費及び租税を加えた値は約38,600円である。

###### ウ. 水稲栽培の機械投資状況について

右図は印路地区の水稻栽培用機械に対する資本投資状況である。水稻栽培用の機械として、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、糊摺り機をあげている。農用トラックは水稻栽培用に使う使用日数が極端に少ないので、ここでは加えていない。トラクターは水稻栽培以外にも多く使われているため、水稻栽培と他の用途の比率を考慮して計算した。

農業機械の年間償却費は、購入価格を耐用年数で割って求めた。

農業機械の一般的な耐用年数は次表のようになる。

Table 1 農業機械耐用年数

機械	年数1) (Y)	省令による年数	時間数2) (h)
トラクター(歩行)	6	5	1,200
トラクター(乗用)	10	8	5,000
田植機	6	5	1,200
コンバイン	10	5	2,000

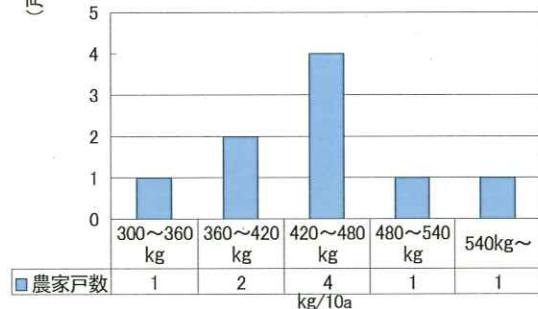


Fig.1 印路地区10aあたりの米生産量

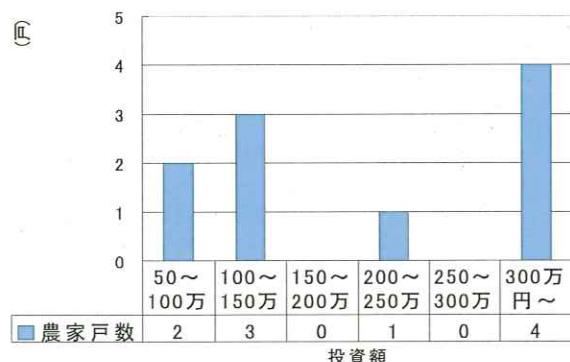


Fig.2 印路地区水稻用機械投資状況

- 1) 利用度の多少よりも、機械の改良や新技術の開発等による現在の機械の旧式化を主として考えて求めた値。
- 2) 機械の材料・設計などの面から見て、利用に耐えられると考えられる一般的な時間。

## I. 農業サービス事業体について

Table.2 作業委託と委託面積

	農家件数	総請負面積 (a)	10aあたりの 平均請負料金
パワーディスク	1	50.0	8,000
田植え	2	89.1	8,000
代かき	1	23.9	8,000
刈り取り	4	146.8	12,000
乾燥調製	8	301.1	
合計		610.9	

左図は印路地区の農業サービス事業体（農作業受託組織など）の10aあたりの作業請負料金である。料金について注意するべきことは、受託面積によって10aあたりの料金が異なることである。一般に受託面積が小さな場合、10aあたりの料金は高くなる。

### 3. 農業機械利用時間について

右の図は印路地区の水稻10aあたりの機械利用時間を示したものである。

作業効率が機械の性能によって大きく左右されることが原因となっているのか、省力化によるものなのか理由は定かではない。トラクターにおいては、利用時間が集落内で大きく異なっている。

水稻栽培の機械投資において過剰投資となる危険があるのが田植機とコンバインである。

価格が高い割に年間利用時間が少ないとがその原因である。印路地区の田植機、コンバインの各農家の年間利用時間は、

#### 田植機

（最低時間 2 時間  
最高時間 8 時間  
平均時間 5.5 時間）

#### コンバイン

（最低時間 6 時間  
最高時間 24 時間  
平均時間 10 時間）

ここで Table 1 を見ると各農業機械耐用時間数は田植機 1200 時間、コンバイン 2000 時間とあるが、実際には耐用限界になる前に、老朽化によって機械が使用できなくなると考えられる。

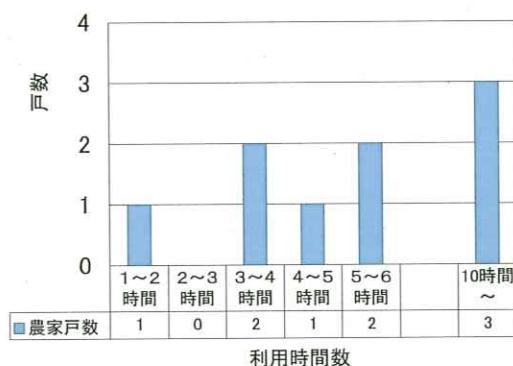


Fig. 3 10aあたりのトラクター利用時間

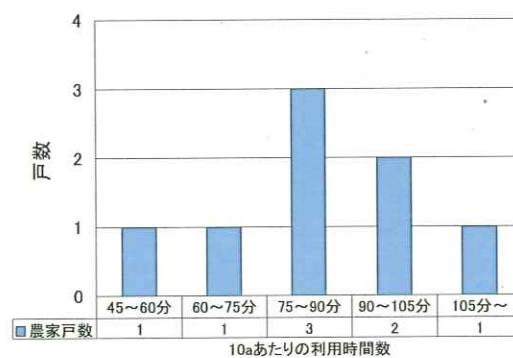


Fig.4 10aあたりの田植え機利用時間数

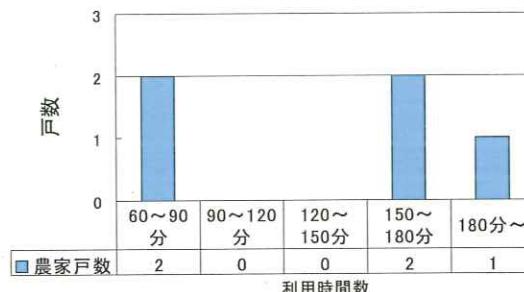
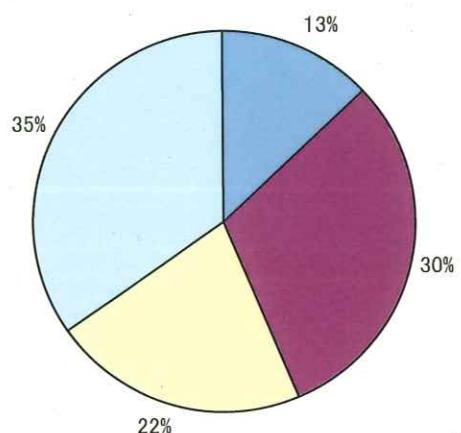
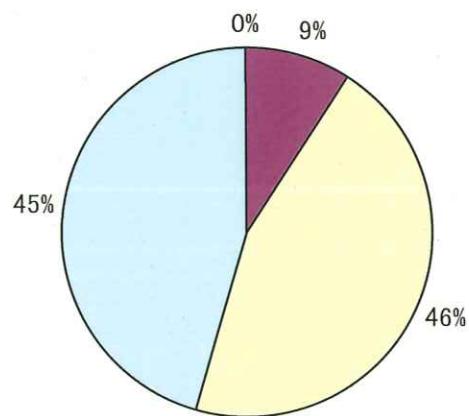


Fig.5 印路地区10aあたりのコンバイン利用時間数

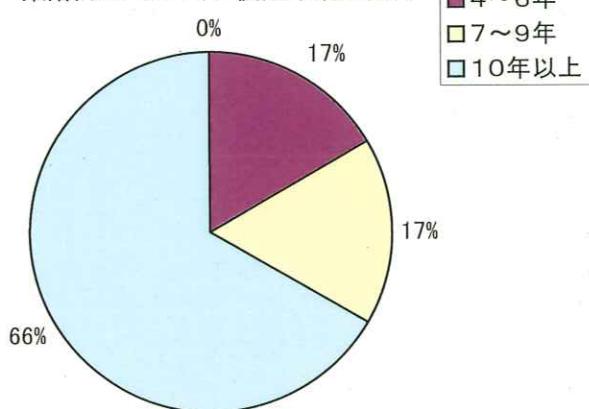
集落内のトラクター使用年数別割合



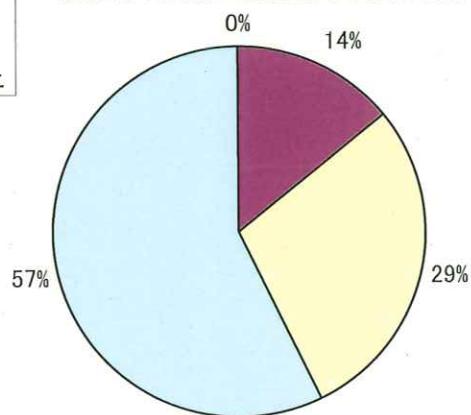
集落内の田植機使用年数別割合



集落内のコンバイン使用年数別割合



集落内の乗用田植機使用年数別割合



トラクター使用年数	台数
1～3年	3
4～6年	7
7～9年	5
10年以上	8
コンバイン使用年数	台数
1～3年	0
4～6年	1
7～9年	1
10年以上	4

田植機使用年数	台数
1～3年	0
4～6年	1
7～9年	5
10年以上	5
乗用田植機使用年数	台数
1～3年	0
4～6年	1
7～9年	2
10年以上	4

## ②農業機械への過剰投資

水稻用の農業機械が過剰投資となってしまう原因は、米価の下落によって米の収益性が低下したこと (Fig. 1 全国平均での自主流通米価格と稻作所得の変化参照), 十分な栽培面積を確保できないことが原因となっている。



(左図の解説)

左図の稻作所得には、稻作経営安定対策や補助金などの値は含まれていない。左図のように自主流通米価格と稻作所得の変化には、明らかな相関関係があり、この5年間で稻作所得は約45%減少したことがわかる。

印路地区の水稻栽培用の農業機械（田植機、コンバイン）が購入されたのは、6年以上前の米価が比較的高位で安定していたときである。しかし、その後の5年間で稻作所得は45%も減少した結果、当時は回収可能と予想された機械へ投資した資本を回収するのが非常に難しくなってしまった。このような状況の変化のためか、平成6年以後、印路地区では水稻栽培用の農業機械の更新は非常に少ない（集落内の農業機械の使用年数参照）。

現在、水稻栽培用の農業機械を所有している農家が農業機械に投資した資本を回収するためには、稻作経営規模の拡大を行うか、より一層の経費削減を行うしかない。しかし、園芸作物に力を入れている印路地区では、水稻栽培に労働力を傾けるのが困難である。さらに46%という高い生産調整と、集落内に借り入れるのに適当な農地がないことからも水稻の規模拡大は難しいと考えられる。経費削減については、各農家がすでに収益が最大になるように努力を行っているはずであり、さらに切り詰めることは難しいと思われる。

## ③印路地区の今後の水稻栽培について

### ア. 農作業委託について

方法の一つとして、農作業受託組織など農業サービス事業体への農作業の委託を挙げることができる。個人で機械を購入した場合の年間の機械償却費、労働費と比較した場合、農業サービス事業体へ作業委託をした方が経営の面からみて有利になりやすい。

印路地区（収量平均420kg）の10aあたりの粗収益は集落平均で11万円程度と考えられる。印路地区的機械償却費を除いた物貯費は約38,000円である。残金から機械償却費、労働費を払わなければならぬが、実際問題として労働費（家族労働に対して払われるべき賃金）のみでこの残金を超えてしまう。

(一時間あたりの労働費は約 1,800 円で評価される。10aあたりの稲作の年間労働時間は 1 ha 未満で約 40 時間。つまり家族労働に対して払われるべき賃金は 72,000 円となる。)

農業サービス事業体へ作業を委託することの利点は次のようになる。

- (ア) 米価低下が続く中、農業機械への投資を抑えることでリスクを抑えることができる。
- (イ) 経営面積が小さい場合は、農業機械を購入するより経済的に優れている。
- (ウ) 稲作の労働から、より利益率の高いほかの作物へ労働力を集中できる。

農業サービス事業体へ委託する場合の問題点は次のとおりである。

- (ア) 小さな面積の農地や遠い農地に対しては割増料金を支払わなければならない場合がある。
- (イ) 希望する作業日程と、相手が作業可能な日程が違う場合がある。
- (ウ) 作業内容に対して不安や不満がある。

各農家が独自に稲作経営を行って、農業サービス事業体へ作業委託することは選択肢の 1 つとなる。しかし、各農家がそれぞれの米作経済性について考慮する必要があることは言うまでもない。各農家の銘柄、収量、物財費、労働時間によって経済性は大きく異なってくる。また、委託先となるサービス事業体の選定は農業経営上重要な事項であるから、事前に十分な情報収集が必要である。

#### 4. 集落営農の可能性について

印路地区のみでは米作で経済的に成り立つ集落営農を行うことは困難である。集落営農を行うには少なくとも 20ha の水稻栽培面積が必要といわれている。10ha にも満たない印路地区では、難しいというほかない。しかし、周辺集落との協力ができれば実現する可能性はある。印路地区の隣の天ヶ岡地区では、農業サービス事業体への委託よりも、集落営農によって集落の農地を保全していきたいと考える人の方が多い。これは作業日程が双方の都合に合わなかったことから実現できなかったという話であった。このような周辺集落とも協力し、数集落にわたって水田面積を確保できるのなら、集落営農によって現状より有利な経営を行うことも可能となろう。実際、兵庫県下でブロックローテーションや集団転作などによる集落営農に数集落で取り組んでいるところもあり、その数は県下で 57 に上っている。他集落との話し合いによる意見の調整や農業機械使用についての協定など、困難なことがあることは確かであるが、可能性の一つである。

## 5. 印路里づくり計画

### 1) 整備の目標及び方針

いや  
癒しの里インジ、未来へつなごう皆の手で

- 当地区は、純農村地域で、農業のための基盤整備はされているが、地理的立地条件から世帯数も少なく、生活環境の整備がなされていない。バスなど交通の便が悪いほか、生活する上での日用品販売店、診療所といった施設がなく、道路整備や交通安全施設整備も不十分である。しかし、その一方で里山が残り、自然に恵まれていることは地域の貴重な財産とも言える。これらのことから、営農環境や自然環境をできるだけ活用しながら、都市的整備を進め、地域住民がすみよい集落とする。
- また、当集落独自のものとして、ぶどう園やため池が見渡せる見晴らしのよい墓地や、岩岡町で最も海拔の高い場所となっているポンプ池、こうべ育成牧場や瀬戸内海を一望できる丘などの景観の美しい場所がある。これらの自然環境を活かして都市との交流ができる集落とすることを目標とする。
- 計画の推進にあたっては、周辺の岩岡町天ヶ岡、神出町下北古、平野町印路地区の里づくり協議会と連絡、調整をとりながら連携し、里づくり計画の整合性を図る。

#### 農業体験施設

ポンプ池の一部に農業体験施設を建設し、景観も楽しめる施設として都市住民との交流を図るとともに、市民農園等により土地の有効利用にもつなげる。

#### 墓地の公園化

現在は進入路が狭く、雑然としているので、進入路の拡張、雑木の伐採、あずまやの設置等を行い、公園化することで住民の憩いの場とする。

#### ハイキングコース

大池の入り口から入り、こうべ育成牧場や瀬戸内海を一望できる丘へ続くハイキングコースを設定し、地域に都市住民を呼び入れ、緑の美しさや小鳥のさえずりなど自然の豊かさを楽しんでもらう。

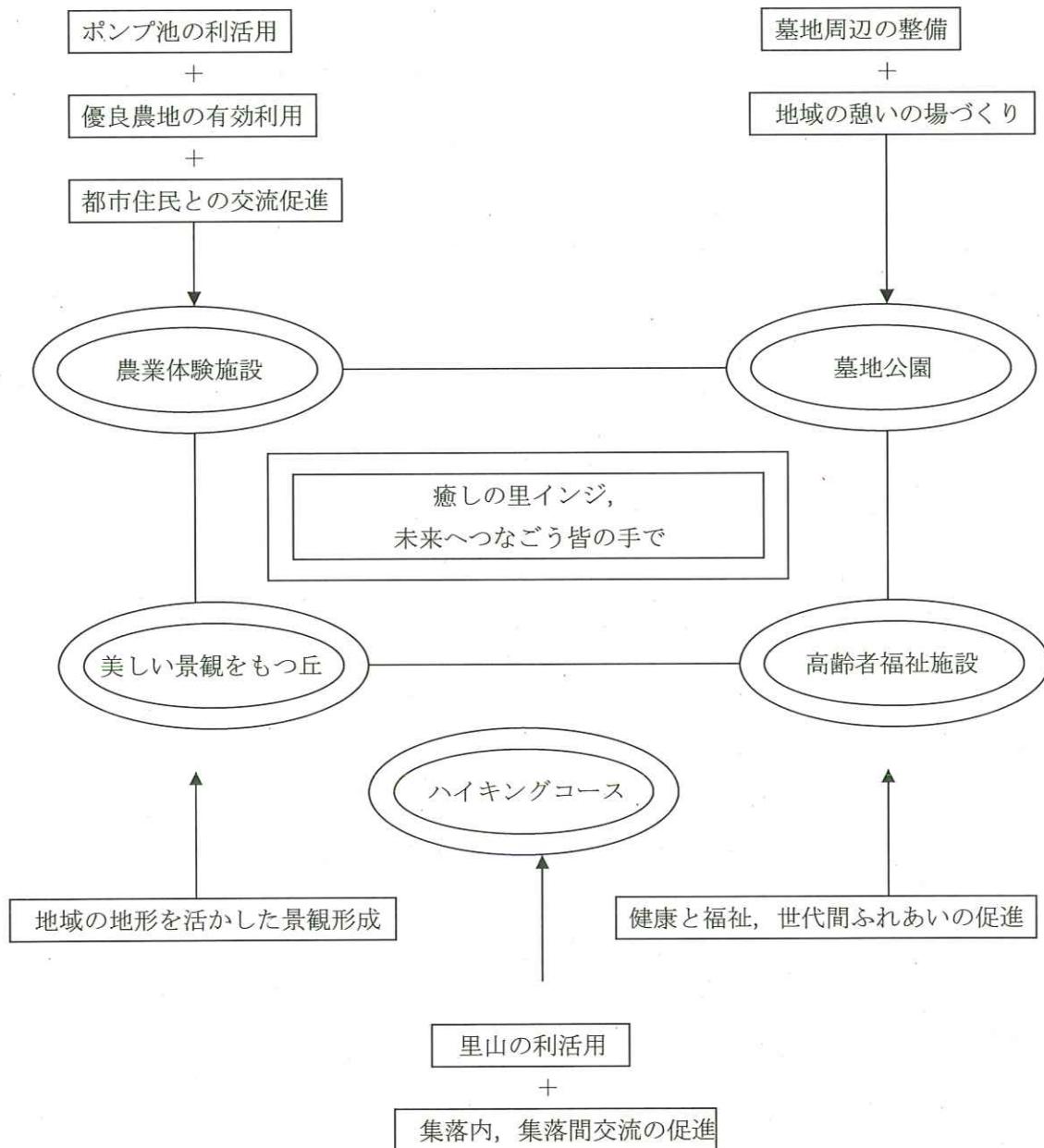
#### 美しい景観をもつ丘

小高い丘となっており、こうべ育成牧場や瀬戸内海、明石海峡大橋、淡路の町を一望できる。

#### 高齢者福祉施設

集落内に高齢者福祉施設を誘致し、地域住民が老後も安心して過せるようにする。福祉施設には、菜園を附帯させ、農業を通じた心の豊かさを提供する。

- 里づくり協議会の活動では、年老いても住民みんなでお互いに助け合って未来へつないでいける環境づくりを念頭において、「癒しの里インジ、未来へつなごう皆の手で」をキヤッチフレーズとする。
- 印路里づくり計画は、自然環境を十分に活かし、都市住民との交流、生活環境の改善、住民同士のつながりの促進へとつなげるために、「農業体験施設」「墓地公園」「ハイキングコース」「美しい景観をもつ丘」「高齢者福祉施設」という5つの項目を柱とした。印路里づくり計画の体系を下の図に示す。



岩岡町印路里づくり計画図



## 2) 農業振興計画

### ①水稻

水稻の価格は年々低下し、生産調整も46%となるなど、水稻経営は非常に厳しい状況となっている。当地域では、生産調整を勘案すると水稻の作付けができる面積は7.3haと非常に少なく、集落営農に取り組んだとしても水稻単作では採算が合わない。また、地形的にも農地がまとまっておらず合理化が図れないという状況にある。

水稻は飯米を残すのみとし、水稻にかかる労力を園芸作物にかけていくこととする。コンバイン、田植機など水稻栽培にかかる農業機械の更新は、過剰投資を抑えるためにできる限り行わないこととし、現在使用している機械が使用不可となった場合は、岩岡アグリオペレーターなどに作業委託することで対応する。

将来的に年金受給者などの高齢者担い手が出現すれば、集落営農の実施も再検討する。

### ②園芸作物

主な品目は、トマト、キャベツ、軟弱野菜、イチジク、メロンであり、施設栽培が主となっている。特産物というものはなく、品目はばらばらであるが、軟弱野菜、トマトが比較的多い。トマトでは養液栽培を行っており、施設の建設費やビニールの張替え、修理などに非常にコストがかかっており、自分で建てるなど費用をできる限り抑えるような工夫をしている。

当地区は、専業農家の占める割合が高いため、園芸作物の振興に努める。

## 7. 雇用労働力の導入

雇用労働力の導入については、これまで労働災害の問題や就労者の技術的な不安もあり、なかなか進まなかつたが、JAの斡旋事業ができ、制度の充実も図られていることから、今後は収穫期など農繁期の労働力確保のため雇用労働を取り入れていく。

## 8. 施設園芸の振興

施設園芸については、品質の向上、収入の安定など、農業経営上のメリットは高いが、資金の借入れに対する精神的負担が大きく、個別では容易でない。

国県の補助事業による助成制度はこれまであったが、地域、品目を越えてはできないものであった。当地区では特に戸数が少なく品目もバラバラで、補助事業の導入が困難であったことから、事業化には至っていない。しかし、平成12年度からJAが実施している施設のリース事業（経営構造対策事業）では、地域や品目の制約が少なく、導入が可能となったため、この事業を実施する。

当集落では、軟弱野菜、イチジクの露地栽培について施設化を推進し、また、既に施設栽培を行っているトマト、メロンといった品目についても、この事業を取り入れ、振興を図る。

#### ④販売ルートの開発

減農薬有機野菜を生協などの消費者組織と契約して提供することは、栽培技術面や多品目栽培への対応など容易ではない。

市場とのつながりは保持しながらも、消費者と直接つながるネット販売を試みることにより、消費者ニーズを把握し、価格の安定による経営の安定・向上を目指す。

#### ③遊休農地の保全

米の生産調整は46%と高く、また畠地の休耕地をあわせると3haもの遊休農地が集落内に点在している。

遊休地の利用方法としては、1箇所にまとめて有効利用するのが理想であるが、この地域の地形的な特異性や農地の所有状況などから見て困難である。

畠地については、作業受託グループへの委託などにより農地の荒廃を防止する。

生産調整は、調整水田、自己保全管理、地力増進作物、景観形成作物など収益にはつながらないが、できる限り労力をかけない方法により実施し、農地の保全に努める。

#### ④市民農園

上記のほか、遊休農地の積極的活用方法として面積的なまとまりの問題はあるが、市民農園に利用することを検討する。また、周辺にコスモスやひまわりなどの花を植えることで美しい景観を形成し、市民農園と併せて都市住民への憩いの場を作り、集落に来訪する人々との交流を図る。

#### ⑤担い手の育成

農業の将来を担う後継者は5-6人いるが、集落内で農業後継者の組織はない。

岩岡町全体では、西神戸農業青年クラブ（28歳まで）に6人、JAの組織である西神戸農業経営者協議会（29歳～）には7人で、若い人が多く中間層が薄い傾向にある。これらの組織の中で、栽培技術や市場動向など情報交換を行い、担い手の育成を図っていく。

#### ⑥特產品の開発

マッシュルームやエリンギなどのきのこ類のハウス栽培について研究し、将来的には地区の特產品として、共同栽培・共同販売できるよう検討していく。

また、いちじくは、遠隔地からの輸送が困難なため都市近郊では有利な品目となっており、JA岩岡支店の推進品目として取り扱われている。現在、当地区では栽培農家は1戸であるが、地域の特產品としていちじくの栽培拡大を検討していく。



いちじく

#### ⑦新規就農者の受け入れ

当地区の農業の振興や農地の保全のため、農業後継者の確保・育成に努めるとともに、将来の農業労働力の不足に備え、新規に農業を始めたい人に、耕作する農地を提供したり、農作業を教えるなど、新規就農者の支援を行い、農地の有効利用と保全を図る。

### 3) 環境整備計画

#### ①大歳神社周辺

大歳神社は、老人会の憩いの場となっており、地域内コミュニティーに重要な役割を果たしている。また、この辺りには里山が残り、自然豊かな場所でもある。将来にわたってこの自然環境を保ちつつ活用を図りたい。

しかし、神社までの進入路がせまく、またUターンするスペースもないでの、道路拡幅など整備を行いたい。



#### ②墓地公園の整備

墓地は里山の一角にあり、向かいのぶどう園やため池などを見渡せる見晴らしのよい場所である。しかし、現在は進入路も狭く雑然としており、手入れが必要といえる。また、集落には公園がないため、ここを墓地公園として整備したい。

大掛かりな整備は必要ないが、進入路の拡張および整備、雑木の伐採、あずまやの設置などを行い、住民のくつろげる場所としたい。



### ③ポンプ池の利用

昭和 45 年ごろ、神戸市水道局に残土処理の用地として売却したが、公共工事の減少などにより未だ埋め立てられず、現在まで約 30 年間、神戸市からポンプ池水利組合に管理を委託されている。売買当時は埋め立てた後地を資材置場として利用してもよいとの申し合わせをしたが、現在は資材置場としてではなく、地域に利益のある福祉施設などに利用することを希望している。残土で埋めないのであれば、堤防を崩して均し、市民球場、医療施設、老人ホームなどの施設の誘致を希望する。また、一部には農業体験施設を建設して、都市住民との交流を図るとともに、市民農園等により土地の有効利用を図りたい。



### ④ハイキングコース

大池の入り口から入り、こうべ育成牧場や瀬戸内海を一望できる丘へ続くハイキングコースを設定し、地域に都市住民を呼び入れ、緑の美しさや小鳥のさえずりなど自然の豊かさを楽しんでもらう。

### ⑤共有の山林（雑種地）利用

この地域の里山は、山というよりは谷で、集落より低くなっている。一部には土木業者が工事の残土を持ち込み、埋め立てて雑種地となっているところがあり、何に利用するかは未定である。所有者が多数で、集落外の所有者もいるので、別に協議をしていく必要がある。



## ⑥道路の整備、ガードレールの設置

1号池沿いの道路は、野村明石線から集落に入る重要な道路であるが、乗用車だけでなくトラックなどの大型車も頻繁に通行するため、両サイドから崩れるなど損傷が激しい。また、非常に道幅が狭くガードレールもないため、転落する危険がある。事故も現実に発生している。

ガードレールの設置と道路の拡幅、補修を要望する。



## ⑦神戸二見線の歩道

神戸二見線は交通量が多く、道路幅も狭いため、事故の危険が高いが、歩道は途中までしかつけられていない。平野町印路から岩岡町印路までの歩道の完全設置を要望する。

## ⑧信号機・横断歩道の設置

- ア. 8号池横の道路から神戸二見線にでる交差点は、見通しが悪く、事故の危険が高いので、信号機の設置を要望する。
- イ. ポンプ池下の農道から南へ神戸二見線を横切るのが非常に困難なため、横断歩道の設置を要望する。
- ウ. 印路集荷場の前の交差点は、優先道路標示がなく戸惑うため、一時停止表示をどちらかに設置して注意を促す。

## ⑨街路灯の設置

- ポンプ池下付近は街路灯が少なく、痴漢が出るなどの不安もある。  
街路灯の設置を要望する。

## ⑩公共交通機関（バス）

当地区から最も近いバス停は西場で、徒歩約20分かかる。また、集落内には店舗が1件もなく、日常の買い物は車にたよっているが、高齢者や車を運転できないものには非常に不便で、生活に支障をきたしている。

以前は野村明石線に神姫バスが通っていたが、利用者が少ないので、廃止となった。しかし、野村明石線は神出、稻美町に通じる幹線であり、神姫バス、神戸市バスに路線の復活を引き続き要望していく。

## ⑪公会堂

公会堂に駐車場がない。集会が頻繁にあり、外部からの来場者もあるため、将来的には駐車場を設置したい。

## ⑫資材置場

山の近くや池の堤防下は死角になりやすく、既に集落内に何ヶ所かある資材置場がゴミ捨て場、野焼き場になるなど、地域の環境を悪化させている。

新たな資材置場の設置については、里づくり協議会で慎重に検討する。設置する場合についても、共生ゾーン条例の土地利用基準に基づく樹木の植栽はもとより、周辺の環境にも配慮してもらい、雑然とならないよう事業者に申し入れることとする。



## ⑬高齢者福祉施設

これからの中高齢化社会に対応し、地域住民が老後も安心して過せるよう、集落内に高齢者福祉施設を誘致したい。福祉施設には、菜園を付帯させ、農業を通じた心の豊かさを提供する。

なお、建築にあたっては、関係部局と調整する必要がある。

#### 4) 土地利用計画

現在の用途区域のまとめし、新たな区域指定は行わない。

(図のとおり)

##### (1)集落居住区域

住宅が点在しているため、集落居住区域の設定は行わない。

##### (2)農業保全区域

整備済みの農地を中心に良好な営農環境を保全する区域を指定する。

集落居住区域を設定しないことから、住宅はこの区域に含まれることとなる。

##### (3)環境保全区域

里山を中心に自然環境を保全・形成及び活用する区域を指定する。

##### (4)特定用途区域

現在のところ、特に設定しない。

ポンプ池跡地の利用など、特に必要が生じた場合は、計画変更を行い区域設定する。

##### (5)土地利用計画に位置づける施設等

農村用途区域の土地利用基準で土地利用計画に位置づけが必要なものについては、下記の通りとする。また、位置づけにあたっては、本計画の整備の目標や方針などと照らし合わせよく審議したうえで協議会の過半の同意をもって位置づけるものとする。

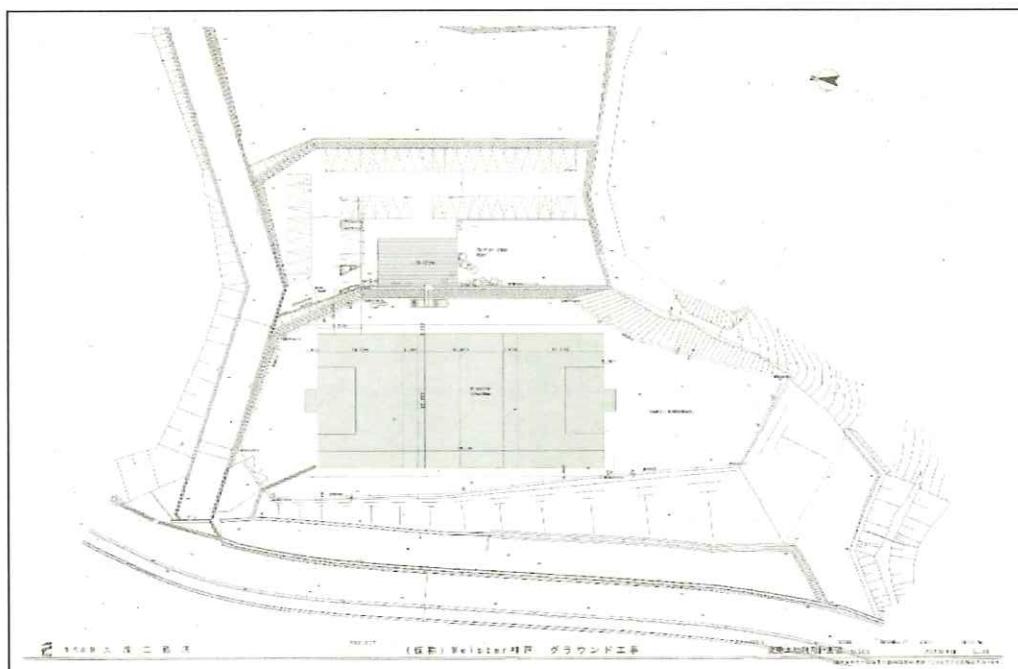
###### ① 運動・レジャー施設(サッカーグラウンド) [令和3年11月]

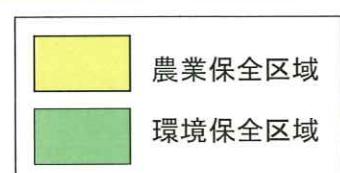
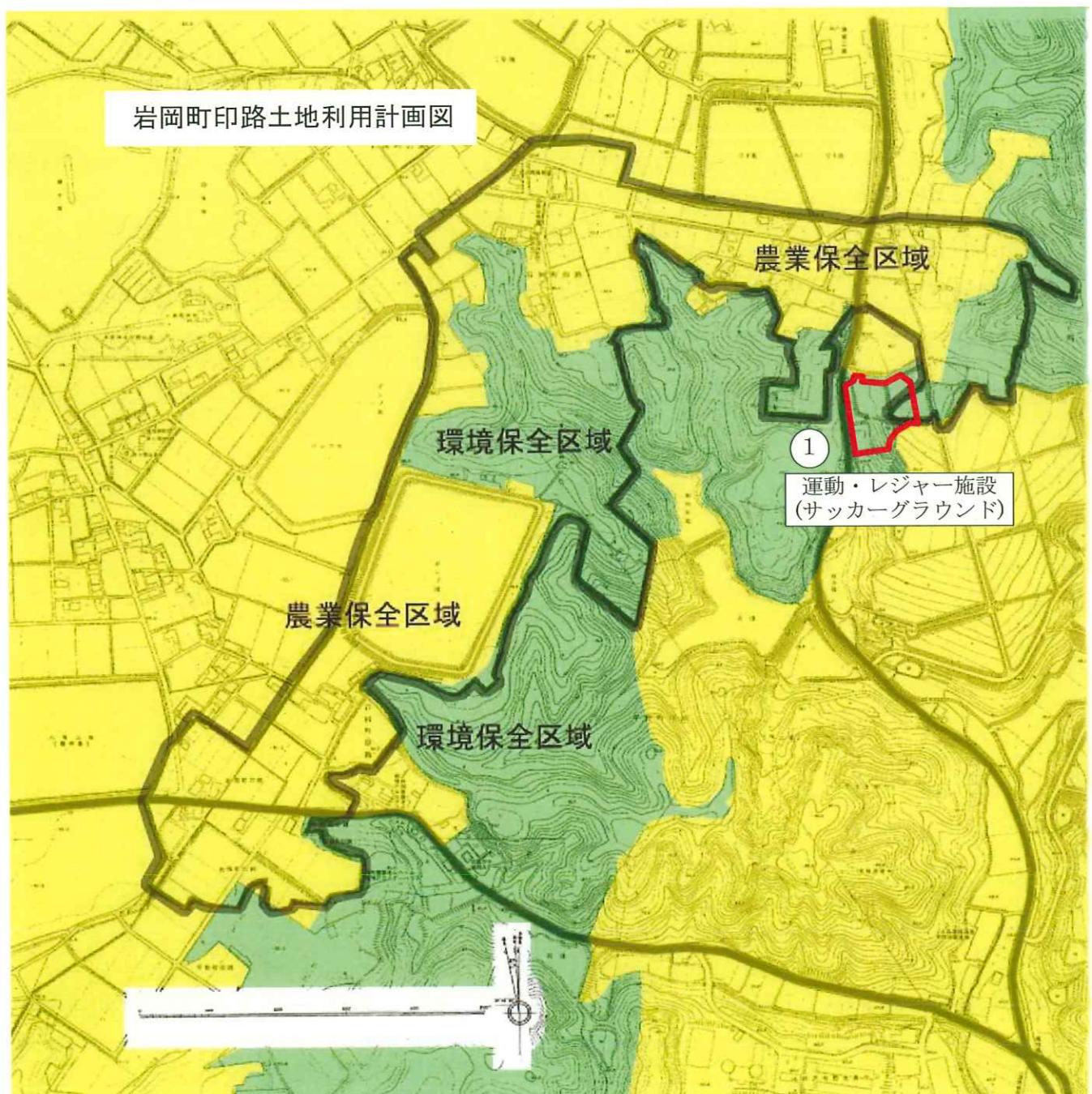
(位置及び面積) 岩岡町印路字二ツ塚 682 及び平野町印路字二ツ塚 681-1 ほか9筆

計 12,050 m<sup>2</sup> の内 9,007.85 m<sup>2</sup> (土地利用計画図参照)

(農村用途区域) 環境保全区域

(用途の概要) サッカーグラウンド 1面など





# 人と自然との共生ゾーン 土地利用基準（概略）

令和2年2月改正

各農村用途区域における土地利用の用途は、次のような制限になります。

○：可能 \*1～5：条件付きで可能 ×：不可

用 途	農 村 用 途 区 域			特 定 用 途	
	農業保全	集落居住	環境保全	A区域	B区域
温室、育苗施設	○	○	○	○	×
農産物集出荷施設、農舎	*1	○	○	○	×
農機具等収納庫、農産物貯蔵施設、農業用資材置場	*1	○	○	○	○
畜舎	○	×	○	×	×
堆肥舎	○	×	○	×	○
農地造成（農地以外の土地を造成して設置するもの）	*2	*2	*3	*2	×
農家住宅、集会所	*1	○	○	○	×
世帯分離住宅	土地保有10年以上	*1	○	○	×
	土地保有10年未満	*3	*2	*3	*3
移住者用住宅		*5	*5	*5	×
農産加工施設	500 m <sup>2</sup> 未満	*1, 2	*2	○	○
	500 m <sup>2</sup> 以上	*1, 3, 4	×	*3, 4	*4
日常生活関連施設	小売サービス店舗等	*1, 2, 4	○	○	×
	農機具等修理工場	*1, 2, 4	*2, 4	*2, 4	*2, 4
ドライブイン、ガソリンスタンド、沿道型コンビニエンスストア	*1, 2, 4	*2, 4	*2, 4	*4	×
社会福祉施設、医療施設、学校	*1, 2, 4	*2, 4	*2, 4	*4	×
運動・レジャー施設	3, 000 m <sup>2</sup> 未満	*1, 2, 4	*2, 4	*2, 4	×
	3, 000 m <sup>2</sup> 以上	*1, 3, 4	×	*3, 4	*4
里づくりの拠点施設	里づくり協議会が主体となって運営	*1, 3, 4	*3, 4	*3, 4	×
	農村定住起業計画に定める者が運営	*1, 2, 4, 5	*2, 4, 5	*2, 4, 5	*2, 4, 5
太陽光発電施設		*1, 2	*2	*2	○
土砂埋立て	1, 000 m <sup>2</sup> 未満	*1, 2, 4	×	*2, 4	×
	1, 000 m <sup>2</sup> 以上	*1, 3, 4	×	*3, 4	*4
集落居住者の生活関連・集落内事業者の自己事業用駐車場・資材置場(1, 000 m <sup>2</sup> 未満)		*1, 2, 4	*2, 4	*2, 4	○
駐車場・洗車場・資材置場(以下に該当しないもの)		*1, 3, 4	×	*3, 4	×
資材置場(次のいずれかに該当するもの)					
ア 高さ10m以上の重機等を用いて加工等の作業を行うもの	×	×	*3, 4	×	*4
イ 年間の1/3以上の日数かつ敷地の1/3以上の面積において加工等の作業を行うもの					
廃車置場・土砂採取場・廃棄物処理施設		×	×	*3, 4	×
事業用仮設施設(一時的な資材置場・駐車場)		*1, 2, 4	*2, 4	*2, 4	*4

## 〔条 件〕

\*1 当該土地が農地である場合、代替えの土地がないこと。 \*2 里づくり協議会の承諾が得られていること。

\*3 里づくり計画の中に当該土地利用が位置づけられていること。

\*4 以下のことが計画書等により確認されること。

- ① 土地利用が周辺の区域における良好な営農・生活・自然環境の整備・保全・活用及び農村景観の保全・形成に配慮していること。
  - ② 建築物（工作物を含む。）の設置を伴う場合には、建築物の位置・規模・形態が周辺の区域における良好な農村景観の保全・形成に配慮していること。
  - ③ 土地利用を行う区域内に緑地を設けること。
    - ア 植栽により緑地を設ける場合は、特に道路等の公衆の用に供される場所からの景観等に配慮すること。
    - イ 緑地の面積は、敷地面積に対し以下に示す割合とする。  
敷地面積1ha未満：10%以上、敷地面積1ha以上：20%以上
  - ④ 一時的な土地利用にあっては、利用後の復旧計画が明確であること。
- \*5 農村定住起業計画の中に当該土地利用が位置づけられていること。
- ※ 上記の土地利用基準は概略版です。詳細については、表面の「お問い合わせ先」、もしくは神戸市HPでご覧いただけます。「農村用途区域の土地利用基準」で検索してください。

# 印路里づくり協議会規約

## (設置及び目的)

第1条 岩岡町印路地区の農業地域の各種の資源を活かして、緑豊かで活力ある里づくりに資するため、そこで生活する住民及び土地所有者主体の参加により、「印路里づくり協議会」（以下「協議会」という。）を設ける。

## (協議会の活動区域)

第2条 協議会の活動区域は神戸市西区岩岡町印路区域とする。

## (協議会の構成員)

第3条 協議会は、活動区域内の住民及び土地所有者等を構成員とする。

## (事業)

第4条 協議会は第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 里づくり計画の作成に関する事。
- (2) 里づくり事業の調査・研究と集落の土地利用に関する事。
- (3) その他目的達成に必要な事。

## (委員会)

第5条 協議会に、委員会を設置する。

- (1) 委員会は、協議会の基本的事項を決定する。
- (2) 委員会は会長が必要の都度招集し、会長がその議長となる。

## (委員)

第6条 この委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもつて組織する。

- (1) 自治会長
- (2) 農会長
- (3) その他目的達成に必要な者

## (役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
会計	1名

2 会長・副会長・会計は、委員会で選出する。

## (会長・副会長の職務)

第8条 会長は協議会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に支障あるときはその職務を代行する。

(委員の職務)

第9条 委員は協議会の運営に携わるとともに地域内の里づくり事業に関する連絡調整に関し、意見を述べることができる。

(役員及び委員の任期)

第10条 役員及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

ただし、任期途中で就任するときは、前任者の残任期間とする。

(総会)

第11条 総会は、協議会員全員をもって構成し、協議会の重要事項を協議決定する。

2 総会は会長が必要の都度招集し会長が議長となる。

(役員会)

第12条 役員会は、会長、副会長、会計をもって組織し、協議会の運営の基本的事項について企画立案する。

(小委員会)

第13条 協議会に、個別の事項について検討するため、必要に応じて小委員会を設けることができる。

2 小委員会に関することは、委員会で協議決定する。

(地域協議会等との連携)

第14条 この協議会は、岩岡里づくり地域協議会と連携及び協力のもとに進める。

2 この協議会は、産業振興局西農政事務所及び西区役所と連携して進める。

(庶務)

第15条 この協議会の事務は、印路自治会で処理する。

(雑則)

第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は役員会に諮って会長が定める。

(附則)

1 この規約は、平成11年10月 1日から施行する。

2 設立当初の役員及び委員の任期は、第10条の規定にかかわらず、平成12年3月31日までとする。

## 印路里づくり協議会役員名簿

平成12年4月～14年3月31日まで

役 職	氏 名	摘要
会 長		自治会長
副会長		自治会役員
会 計		自治会 副会長
委 員		自治会 監事
"		"
"		自治会 評議員
"		"
"		"
"		農会長
"		農会 副会長
"		農会 役員
"		"
"		老人会 代表
"		消防団 代表